平成26年

城南衛生管理組合議会

決算特別委員会

審 査 記 録

決算特別委員会審査記録

日 時 平成26年10月17日(金)午前10時05分~午後3時25分

場 所 城南衛生管理組合本庁管理棟2階大会議室

出席委員 鷹野 雅生 委 員 長

村田 忠文 副委員長

山本 邦夫 委 員

谷口 重和 委 員

阪部 晃啓 委員

土居 一豊 委 員

堤 健三 委 員

荻原 豊久 委 員

真田 敦史 委 員

長野 恵津子委 員

矢野 友次朗委 員

関谷 智子 議 長 (オブザーバー)

八島 フジヱ副 議 長 (オブザーバー)

説明者 山本 正 管理者

奥田 敏晴 副管理者

堀口 文昭 副管理者

信貴 康孝 副管理者

西谷 信夫 副管理者

中谷 浩三 井手町副町長

竹内 啓雄 専任副管理者

その他幹部職員

付託案件 議案第7号 平成25年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認 定について

審査方法 付託案件については歳出から審査を行い、その方法及び順序は、次のと おり。

- ①議会費、総務費、公債費、予備費を一括して審査
- ②衛生費を一括して審査
- ③歳入、全款を一括して審査
- ④実質収支及び財産に関する調書を一括して審査
- ⑤総括質問
- ⑥討論
- ⑦採決

午前10時05分開議

○鷹野雅生委員長 議事に先立ちまして一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに決算特別委員会を招集いたしましたところ、関谷議長、八島副議長を はじめ、委員各位並びに理事者各位におかれましては、何かとご多忙の折にもかか わりませず参集をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

本委員会は、去る10月7日の本会議において設置をされ、同日に開催をされました第1回目の委員会で正・副委員長を互選の結果、はからずしも私、鷹野が委員長の大役を仰せつかりました。まことに不慣れで、委員の皆様方には何かとご迷惑をおかけすることがあるかと存じますが、村田副委員長のお力をおかりしながら、一致協力をして委員会の運営に当たってまいりたいと存じます。ご協力のほどよろしくお願いを申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。会議前に連絡をいたします。

汐見副管理者より欠席の届けがあり、中谷副町長に出席いただいておりますので、 ご報告いたします。

ただ今の出席委員数は11人全員であります。定足数に達していますので、委員 会は成立をいたしました。

本委員会に傍聴の申し出及び報道機関より写真撮影の申し出がありますので、委員長においてこれを許可いたします。

ただ今から決算特別委員会を開会いたします。

あらかじめ管理者から発言を求められていますので、これを許可いたします。 山本管理者。

〇山本 正管理者 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成26年城南衛生管理組合決算特別委員会が開催されましたところ、鷹野委員長、村田副委員長はじめ、委員の皆様方には何かとお忙しい折にもかかわりませずご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。また、関谷議長、八島副議長におかれましては、公務ご多忙の中ご臨席を賜りまして、まことにありがとうございます。

平成25年度歳入歳出決算のご説明をする前に、基準値を超過したばいじん処理物を大阪湾広域臨海環境整備センターへ搬出した事案につきまして、同センターはもとより、関係住民の皆様、港湾管理者、関係団体等の方々に対して多大なご迷惑をおかけし、また、本組合管内の住民の皆様にも大変なご心配をおかけしていることにつきまして、この場をおかりいたしまして改めておわび申し上げます。

引き続き原因究明等の取りまとめを行っているところであり、一刻も早い解決が できますよう努めているところであります。

なお、同センターへの搬入が停止されておりますばいじん処理物及び焼却灰のうち、ばいじん処理物とは排出工程が異なる焼却灰について、同センターへの搬入が再開できる見通しとなりましたので、ご報告をさせていただきます。準備が整い次第、搬出する予定としております。

それでは、平成25年度歳入歳出決算の総括につきましてご説明を申し上げたく 存じます。 平成25年度は、折居清掃工場における基準値を超える排ガス発生事案及び冷却水漏出事案、奥山埋立処分地浸出水事案並びにし尿処理分担金に係る錯誤問題などにより住民の皆様の信頼を大きく損なう結果となり、信頼を取り戻すべく、各事案への対応を最重要課題として全力を挙げて取り組んだところであります。本組合の基本方針である「さらなる循環型社会の構築に向けた事業の推進」等、3つの方針について改めて確認し、各工場の総点検をする中で、老朽化対策、安全対策により将来の工場運営に万全を期すなど、安心安全な工場運営の再構築に努めたところでございます。

決算額でございますが、歳出決算額は45億9,069万円で、対前年度比21.7%、8億1,992万円の増加をいたしております。一方、歳入決算額についても、46億7,633万8,000円で、対前年度比18.0%、7億1,476万3,000円の増加、このうち組合の運営経費を賄います構成市町分担金の決算額は32億3,932万1,000円で、対前年度比5.7%、1億7,446万7,000円の増加に抑えることができたものの、一方で構成団体には多大なご負担をお願いすることとなり、まことに申しわけない次第でございます。

今後につきましても、廃棄物処理事業を停滞させることなく、管内住民の安心安 全な生活環境保全を継続するという本組合の基本使命を全うすべく、全力を挙げて 取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上が平成25年度決算の総括でございます。

私ども一同、予算の適正な執行に常々留意してまいりましたが、委員各位の幅広い視点からのご指導を賜りたく存じます。

歳入歳出決算額の計数の詳細につきましては、後ほど担当の部長から説明を申し上げますので、ご精査、ご審議をいただきまして、ご認定を賜りますようお願いを申し上げます。

○鷹野雅生委員長 ありがとうございました。

本委員会に付託をされました議案第7号の審査方法についてお諮りをいたしま す。

審査の方法については、歳出から審査を行うこととし、議会費、総務費、公債費、 予備費について一括して審査をしたいと思います。次に、衛生費について審査をし たいと思います。次に、歳入については全款を一括して審査をしたいと思います。 次に、実質収支に関する調書と財産に関する調書を一括して審査をし、最後に総括 質問を行うことにしたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鷹野雅生委員長 ご異議ないようですので、ただ今申し上げました方法で審査を行うことといたします。

決算特別委員会の質疑、答弁、要望等

[議会費・総務費・公債費・予備費]

○鷹野雅生委員長 これより議事に入ります。本委員会に付託されました議案第7号、 平成25年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といた します。

これより当局の説明を求めます。

説明については、審査の順序に従いまして、各項目ごとに受けることといたします。

まず、議会費、総務費、公債費、予備費について、当局より一括して説明を求めます。

寺島事業部長。

○寺島修治事業部長 それでは、平成25年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算につきまして、一般会計歳入歳出決算書――以下、決算書と呼ばせていただきます――及び決算書附属書類として提出いたしております歳入歳出決算に係る主要な施策の成果説明書・歳入歳出決算事項別明細説明書、こちらにつきましては、以下、便宜上、成果説明書と呼ばせていただきますが、この2つを中心にご説明を申し上げます。

まず、成果説明書の方をお願いいたします。53ページをお開き願います。

成果説明書53ページ、議会費でございますが、決算額は558万6,409円でございます。主な経費といたしましては、組合議会議員22人の報酬、費用弁償、会議録反訳調整費及び2常任委員会による合同行政視察費などでございます。平成25年1月から新たに会議録反訳調整業務を委託いたしておりますので、当該業務に係る平成25年度の委託料106万3,742円が増額の要因となってございます。

次に、総務費についてご説明申し上げます。総務費は、組合の事務部門の管理運営に要する人件費及び物件費等が主なものでございますが、目ごとに順次ご説明を申し上げます。

最初に54ページ、一般管理費でございます。決算額は4億5,402万1,754円で、前年度比較34.4%、1億1,626万9,952円の大きな増額となっております。主な経費といたしましては、特別職7人及び一般職24人、再任用短時間勤務職員2人の給与並びに退職手当及び宿日直、その他臨時職員の報酬・賃金などのほか、一般公用車の集中管理に要した経費、組合本庁の光熱水費や通信運搬費などでございます。また、職員の健康診断や安全衛生巡視の実施等、安全衛生管理に要した経費を支出いたしております。

なお、人件費の決算額につきましては、4ページの方をご覧いただきたく存じます。

4ページ、人件費の明細でございますが、上段の表の下から5行目、人件費合計 (議会費+総務費+衛生費)と表示されているところでございますが、人件費合計 の決算額は10億2,893万7,000円で、前年度比較で1億1,220万円5,000円、12.2%と大きく増加をいたしております。これは、下段の表の一般

職員退職手当増減内訳に記載をいたしましたとおり、退職者数が前年度の3名に対しまして9名になりましたことにより、1億2,481万5,000円の増額となったことが主な要因でございます。この退職手当を除いた人件費の合計は、上段の表の下から3行目に記載いたしておりますとおり、8億2,958万2,000円で、前年度比較で1,261万円の減、1.5%の減少となっております。

なお、8ページの中段、表4というのがございますが、こちらに記載をいたしておりますとおり、平成25年度は本組合におきましても国家公務員等の給与減額支給措置を踏まえた措置を実施し、総額では805万円の削減となったものでございます。

次に、54ページの方に戻っていただきたいと存じます。

54ページ中段の文書広報費でございます。決算額は1,097万5,807円でございます。主な経費といたしましては、広報紙エコネット城南の発行に要した経費やFMうじのラジオ番組「声のエコネット城南」の製作に要した経費などでございます。広報情報事務の概要は、14ページから15ページに記載をいたしておりますが、主な項目は、広報紙の発行、ホームページによる情報発信、そして、当組合の長谷山エリアを実施開場といたしました環境まつりの開催でございます。

続いて、54ページから55ページにかけて、財政管理費でございます。決算額は9,406万9,160円で、前年度比較では1,798万9,070円の増額となっております。主な経費といたしましては、財務会計システムや、本庁と各事業所間の通信など庁内情報共有システムの運営に要した経費、例規集データベースの保守・更新等に要した経費及び基金への積立金などでございます。

なお、積立金の内訳は、財政調整基金への積立金として、前年度決算剰余金及び基金運用収入の合計3,553万6,344円、し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金への積立金として、分担金による積立金3,000万円に基金運用収入を合わせて3,327万3,946円となっております。

次に、同じく55ページ、会計管理費でございますが、決算額は524万7,583円で、主な経費といたしまして、事務用品の一括購入費及び組合建物の災害保険料などでございます。

続いて、企画費でございますが、これはISO14001適合自主宣言及び地球 温暖化対策に要した経費で、決算額は54万2,137円でございます。

39ページから41ページに活動内容とその実績を記載いたしておりますが、ISO14001につきましては、平成13年7月に認証取得をして、平成22年度以降は、外部認証機関による更新審査を受審せず、これまでの経験と知識を積み上げながら、自分たちの力でISO活動を維持・発展させようと適合自主宣言へのステップアップを図ったところでございます。平成25年度におきましては、本庁以外のサイトにつきましても、初となる外部審査を実施し、法令遵守等に関し不適合事案のあった折居清掃工場及びグリーンヒル三郷山を除くサイトについては、規格に適合していることが証明されたところでございます。

続いて、40ページでございます。

さらに、地球温暖化対策実行計画として、平成13年度を基準年度とし、目標年度の平成25年度には CO_2 削減22.4%を目指す地球元気プランIIに取り組みましたが、平成25年度の温室効果ガスの総排出量実績は、この40ページの表4

4の総計の欄に記載をいたしておりますとおり、平成13年度の基準年度に比べ16.04%の減量となり、41ページの表45のとおり、廃プラスチック焼却量の増加により、目標の達成には至らなかったものでございます。

次に、55ページへお戻り願います。

55ページの一番下、公平委員会費でございますが、委員報酬など2万7,900円を支出いたしております。

次に、56ページ、監査委員費でございます。委員報酬など28万7,920円 を支出いたしております。

続きまして、ページが飛びますが、公債費及び予備費についてご説明申し上げます。

まず、67ページをお開き願います。

67ページ、公債費でございますが、決算額は元金償還に要した経費として6億312万7,692円、利子償還に要した経費として5,610万3,092円、元利償還額合計では6億5,923万784円でございます。

6.9ページをお願いいたします。

文字が非常に小さくて申しわけございませんが、地方債の平成25年度末現在高は、この表の上段の表中、真ん中より少し右でございますが、差引現在高(D)というところがございます。ここの合計欄に記載のとおり、31億1,696万8,000円でございます。

また、借入先別及び利率別の現在高の状況につきましては、次の70ページの一覧表に記載のとおり、借入利率では全てが2%以下の低利のものでございまして、最高利率につきましては2.0%、最低利率は0.4%となっております。

なお、今後の組合債の現在高及び償還額の推移につきましては、6ページの方に グラフでお示しをいたしておりますので、6ページの方をお開きいただきたいと存 じます。

このグラフは、現時点の事業計画によります今後の見込みをお示しいたしたもの でございます。各年度の元利償還額を棒グラフで、起債の現在高については折れ線 グラフでそれぞれお示しをいたしているところでございます。

これまでの建設事業に要しました起債の償還が進んだことにより、今後、粗大ごみ処理施設更新等の建設事業による新規の起債借り入れに伴う償還を予定しております。グラフの左上に四角で囲んでおりますが、過去の償還額のピーク年度は平成21年度、これがピークで、13億6,867万円でございましたが、このような償還が集中するようなこともなく、安定的な財政運営が図れる見込みであると考えております。

続いて、予備費でございます。こちらにつきましては、別冊の決算書の方をご覧いただきたいと存じます。

決算書でございますが、25ページ、26ページ、これの一番下の段から次のページにまたがっておりまして、次の27、28ページに予備費、またがった形になっております。28ページの一番右端の備考欄に記載をいたしたとおりでございますが、予備費については、当初予算額は500万円で、予算の執行過程におきまして、今般は衛生費で、し尿の災害収集に係る委託料に15万5,000円を充用いたしたものでございます。

以上、簡単でございますが、議会費、総務費、公債費及び予備費の説明とさせて いただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○鷹野雅生委員長 これより議会費、総務費、公債費、予備費についての審査に入ります。

なお、質問に際しましては、決算書もしくは決算の成果説明書の何ページの項目 について質問というふうにお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。 長野委員。

○長野恵津子委員 文書広報費の関係でちょっとお聞きしたいと思っております。

54ページになるかと思うんですけれども、現在、広報紙のエコネット城南というのが月1回発行されております。これ、数値を見せていただきますと、印刷コストよりも新聞の折り込み手数料がかなり高額になっていまして、全体のエコネット城南の発行に関する経費のうち、約60%に近い金額が折り込み手数料であるということでございます。

今後、今なかなか紙媒体のものが読まれにくくなっているという現状もございますし、インターネット等で情報を得ることも普通になっていることを考えますと、今、発行が1カ月に一度でございますけれども、これを2カ月に一度あるいは3カ月に一度として、中もリニューアルといいますか、そういったことで住民の皆さんの期待に応えていくような形の編集を考えると、こういったことでの紙面の見直しや発行について今後のお考えをお聞かせください。

- ○鷹野雅生委員長 杉崎総務課長。
- ○杉崎雅俊総務課長 広報紙エコネット城南についてのお答えをさせていただきます。

ご存じのように、広報紙エコネット城南につきましては、当組合管内の3市3町がございまして、非常に広い範囲に配付をさせていただいているということから、可能な限り効率的なおかつできる限り公平に行き渡る手段といたしまして、新聞折り込みという手法で、これまで約13万部、38万の世帯に配付をさせていただいております。

ご指摘のように非常に広い範囲になりますので、一定500万程度かかっているような状況になっておるんですが、今後につきましては、これまでも年間の編集計画を立てる中で住民の皆様に積極的な環境情報の発信をすることは非常に重要な施策であると考えておりまして、今後についてもできる限り積極的な情報発信に努めてまいりたいと考えておるところですけど、今、委員の方からご指摘ありましたように、インターネットの普及に伴うホームページの活用も含めまして、今後の研究課題、特に現状としましては、毎月リサイクルプラザの教室の開催等につきましてタイムリーに毎月エコネット城南の方で案内をさせていただいておるんですけど、それについてもホームページに移行できるかどうかも含めまして、今後の研究課題ということで検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいた

します。

- ○鷹野雅生委員長 長野委員。
- ○長野恵津子委員 ありがとうございます。

最近の自治体の広報紙等を見ましても、リニューアルや、あるいは有料広告を取り入れたりしているところもございますので、ぜひ前向きに検討していただいて、 費用対効果を考えた効果的なエコネット城南であってほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

- ○鷹野雅生委員長 真田委員。
- ○真田敦史委員 これ、すいません、総務の関係でちょっと質問させていただきます。 まず、職員の平成25年度が92名ということなんですが、この92名の年齢の 区分をまずお聞かせください。
- ○鷹野雅生委員長 理事者、答弁お願いします。杉崎課長。
- ○杉崎雅俊総務課長 92名おりまして、25歳未満が6名、26歳から30歳が13名、31歳から35歳が8名、36歳から40歳が14名、41歳から45歳が13名、46歳から50歳が12名、51歳から55歳が7名、あと、56歳から60歳が19名ということで、比較的、退職間際の方がおられるという状況になっております。
- ○鷹野雅生委員長 真田委員。
- ○真田敦史委員 ありがとうございます。

続きまして、再任用の25名の方の役割と仕事内容について、どのような形で今 していただいているのか、そのことについてお聞かせください。

- ○鷹野雅生委員長 杉崎課長。
- ○杉崎雅俊総務課長 再任用の職員につきましては、基本的に本人の希望を聞く中で、これまで培ってきました職員の経験、知識なりを生かしていただくという方向で、もちろん工場運転勤務の職員さんの方が多い状況だったということで、基本的には退職前の職場に勤務していただいて、これまでについては短時間勤務ということで、週2.5ないしは3日、4日と勤務を中心にしております。

あと、年金の関係で、25年度の退職者の方から年齢に応じて年金が支給されないというような状況もありますので、26年度からは、ここには書いておりませんけど、フルタイムの再任用で週5日、一般職と同じような勤務をしていただいているということになっております。

○鷹野雅生委員長 真田委員。

○真田敦史委員 その中で、最初、職員の数をお聞かせいただいていて、退職される 方と合わせて若い方もかなり多くなってきていて、人数が減っていると。今回、この25年度の決算の総括のとこでも、やっぱり不祥事のことに関して今後何とかしていかなければいけないという強い決意を感じるとこがあるんですけど、この再任用の方のその技術の伝承とか、そういうことを若い方たちに伝えている状況が、きちっと時間の確保とかをどのような形で捉えているのかというのが見えにくいんですけど、それが今一般的に普通に仕事をしていたら、やっぱり業務的にやられることとあわせて、そういう技術的なこととかやっぱり伝承していかなあかんと思うんですけど、その時間の確保をどのような形で今捉えているのか、そのことについてお聞かせください。

○鷹野雅生委員長 杉崎課長。

○杉崎雅俊総務課長 これまでにつきましては、先ほど説明いたしましたように、どうしても短時間勤務ということもありましたので、なかなか技術の伝承というのが難しい課題でございました。今後につきましては、フルタイム再任用者の活用も含めまして、高齢者の職員と比較的若い職員がペアで仕事をする中で、これまで培ってきました技術の継承を含めて取り組んでまいりたいと。特に今後につきましては、長谷山エリア等を十分、工場が集中しておりますので、その中で技術の継承というのを取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○鷹野雅生委員長 真田委員。

○真田敦史委員 私、ここのところは本当にしっかりやっていただいて、今後の技術の伝承というのは大変重要だと思いますので、よろしくお願いします。

その中で、職員研修の25年度なんですけれど、コンプライアンスをテーマにして研修会を開催したということなんですけれど、この25年の研修でやっぱりこの不祥事が起こった中で、今までと同じようなことをしていてはだめだと思うんです。その中でこれ以外のところで、この今内容的なとこの部分で改善して、この不祥事が起こったことによって改めて研修に力を入れたこととか、そういうようなことを改善したところがどこなのかということをお聞かせください。

○鷹野雅生委員長 杉崎課長。

○杉崎雅俊総務課長 今、委員の方からご指摘ありましたように、技術の継承なりコンプライアンスの問題については非常に重要な課題であると認識しておりまして、成果説明書の11ページで、去年の事案に対応いたしまして廃棄物の処理施設の運営とコンプライアンスの問題ということで、1月24日、25日、2日間に分けまして、今後のコンプライアンスの問題とか法令遵守、あと、今後特に注意をしなけ

ればならないというような点を全国都市清掃の技術部長様の方からご指導いただき、26年度につきましては、そういったことが非常に重要になっておりますので、ご説明させていただいておりますように安全推進室、4名体制を設置いたしまして、その安全推進室を中心に今後廃棄物行政の技術継承を含めての研修を検討していきたいと考えております。

○鷹野雅生委員長 真田委員。

○真田敦史委員 もう最後にするんですが、本当にこの人材育成のところが今後やっぱり大きな課題だと思いますし、この25年度というのは何度も議会が開かれて、いろいろな不祥事が発生したということで、やっぱりこの城南衛生管理組合のすごく大きな変更点になるんじゃないかなと感じています。

その中で、やっぱり市民の信頼を回復するというような言葉を何度も強調されているんですけど、例えば先ほど長野委員が質問されていた城南衛生のエコネットの情報誌に、こういう研修をして改善しましたとか、やっぱりもうちょっと市民に対するこういうところが変わっていっているということをもっとアピールしていかなければいけないんじゃないかなと思います。そういう意味でも、ホームページとかの活用とかも含めて、やっぱりその変わっていく姿を見せていかないと、市民の皆さんの信頼を回復するのはなかなか難しいと思いますので、そこも十分検討材料に入れていただいて頑張っていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○鷹野雅生委員長 荻原委員。

○荻原豊久委員 事項別明細の4ページで、今、正職員のことでいろいろと質疑がありまして、現在92名の体制でやっておられるということなんです。実は先日、エコネット城南を自宅に入っているのを見まして、この中で、身体障害者対象ということで採用の募集の記事を見ました。ご存じのように平成25年4月1日より法定雇用率も上がりましたし、例えば衛管としても地方公共団体のそういった雇用率を守っていかなあかんという立場だというふうに思うんですけども、現在、まずはその92名の中で、身体障害者、障害者雇用を含めて大体この雇用率を守るにしては何名の方を実際雇わなあかんのか。50人以下ですと、地方自治体は2.3%上がりましたけれども、今現在の城南衛管としては、これを遵守するには何人のまず雇用をしなだめなのか、それと、現在何人雇用されているのか、その辺をまずお聞きしたいというふうに思います。

○鷹野雅生委員長 杉崎課長。

○杉崎雅俊総務課長 身体障害者の雇用率、現在何名いるかというのをお答えさせていただきます。

現在の障害者の雇用なんですけど、聴覚の障害の方が1名、あと、肢体、足の方

ですね、不自由な方が1名おられまして、合計2名ということになっております。 現在、約100名体制で運営しておりますので、今ご説明いただきました2.3% を掛けますと、約2.34名雇用が必要ということなんですけど、コンマ以下については当然採用することはできませんので切り捨てになりまして、2名採用したら 法定雇用率は守られるということになっております。

- ○鷹野雅生委員長 荻原委員。
- ○荻原豊久委員 今現状はわかりましたけれども。あと、この衛管に私も何回か足を 運んでいるんですけども、そのときに、例えばそういった車椅子の身体障害の方を 受け入れるようなバリアフリーとか、そういった体制については、その辺はいかが 考えておられますでしょうかね。
- ○鷹野雅生委員長 杉崎課長。
- ○杉崎雅俊総務課長 ご指摘いただきましたように、ここの本庁は昭和50年代に建 てられまして、非常に古い建物になっております。そのほかの工場につきましては 随時更新しておりますので、身体障害者用トイレとかを設置いたしまして、バリア フリーということになっておるんですけど、どうしても城南衛管としては工場の管 理運営業務なり限られた職種という限定条件もありますので、障害者雇用促進法の 趣旨にのっとりまして、できる限り公共団体として障害者を雇用する立場を、その 役割を果たしていきたいというふうに考えております。
- ○鷹野雅生委員長 荻原委員。
- ○荻原豊久委員 今、現状もお聞かせいただきましたけども、一応障害者の法定雇用率というたら2.3は最低だという認識で、それを守ればいいんじゃなくて、できるだけ雇用の機会を増やしたりすることが非常に大切だと思うんです。京都府の方も臨時職員の方を雇ったり、宇治市でも昨年から知的の方を臨時採用としてバイトで雇うような形もしていますので、今後は、やはりそういった地方公共団体が、いろんな一般の民間企業というたらなかなか難しいとこもそれはあるかもしれませんけども、やっぱり行政としてはそういった民間の手本を示すような形でそういった方を採用して、やはり障害者雇用についても積極的に取り組んでいるというような姿勢を今後とも見せていっていただきたいと思いますし、それについて施設の改善が必要なことは必要なところで予算をつけていくと、そういったことを強く要望して、終わりたいと思います。
- ○鷹野雅生委員長 土居委員。
- ○土居一豊委員 55ページ、現金輸送費ということで5万円が出ていますけど、これはどこからどこに現金を送られているのでしょうか。
 - もう1つ、4ページの人件費ですけど、この人件費の中に時間外勤務手当という

のは総額でどのくらい含まれているんですか。それと、その時間外勤務手当は、2 4年度と比較して25年度、いろいろと2件の問題等ありましたので増えているん じゃないかなと思うんですが、時間外勤務手当、前年度比較して金額的にはどのく らい増えておりますか。

以上2点、お願いします。

- ○鷹野雅生委員長 杉崎課長。
- ○杉崎雅俊総務課長 私の方から先に時間外の方をお答えさせていただきます。

4ページのうちの時間外手当なんですけど、52ページの方をご参照お願いいたします。このうち3番の職員手当の上から7行目になりますが、時間外勤務手当ということで、一般管理費、清掃総務費合わせまして、右の方に2,887万2,649円を計上させていただいております。昨年度からの比較で申し上げますと、約83万増加ということになっております。

以上です。

- ○鷹野雅生委員長 西山会計管理者。
- ○西山正和会計管理者 現金等輸送事故損害保険料5万円、これのことにお答えさせていただきます。

これはクリーン21長谷山等ごみ処理手数料とその現金の銀行までの運搬に対しての保険料でございます。それで、こちらでは会計課、業務課におきましても、銀行までの間の現金の輸送保険でございます。

- ○鷹野雅生委員長 土居委員。
- ○土居一豊委員 時間外勤務手当ですが、24年度と比較して約800万、これは確かに2つの事案がありましたので、それに対する対応で増えたものと思いますけど、基本的に時間外というのはしなくていいように組織というのは職員を採用し組織を構成し任務を付与し仕事している、これが現状と思うんですね。しかし、ちょっと過去の例を調べましても、大体、時間外というのが常態化している状態があるんじゃないか。一番多い方は260万ぐらいいただいていますね、年間で。ということは1カ月20万ですね、本俸のほかに。果たしてこの時間外の勤務の状態がいいものなのかなと。もしこういう状態が続くのであれば、職員を採用し、本人の健康管理も考えて勤務を分けるべきじゃないか。時間外勤務を増やすんじゃなくて職員を採用すべきじゃないかと思うんですけど、それに対するお考えはどうですか。
- ○鷹野雅生委員長 寺島部長。
- ○**寺島修治事業部長** 土居委員の方からご指摘をいただきましたが、確かに時間外に つきましては基本的にはゼロでいければ一番望ましいという形になってございますが、一般地方公共団体につきましては、いろいろ突発的な要因とか臨時的な要因

もございます。例えば地方交付税の算定の中でも時間外勤務手当については一定 7%程度やというふうに記憶しておりますけども、本給の 7%程度が一般的な需要 であるという見方はされております。ただ、それでもって 7%まではオーケーやと 言うつもりはございませんけど。

基本的には、職員が健康を保持しながら仕事と生活の調和がとれた労働環境の中で勤務できることが一番重要であるというふうに認識いたしております。我々におきましても、当組合では週2回、水曜日と金曜日をノー残業デーという形にさせていただきまして、それからまた、時間外勤務については、当然職員が勝手に時間外勤務をするということでなしに、基本的には所属長の勤務命令によって時間外勤務を行うという形になりますので、事前申請制度、きちっと人事の担当課の方へ連絡をしてくださいという形で管理の適正化には努めておるところでございます。

今般の平成25年度におきましては、言いわけというふうになるかもわかりませんが、例えば折居排ガス事案に対する事故調査等委員会を設置いたしましたので、その事務局業務、期間を限られた中での運営の対応、それから、議会の連合審査会にお世話になったわけですけれども、そちらの方への報告対応、それから、関係機関との調整等々、臨時的な要因が我々の分析の中では結構占めておったというふうに考えております。

いすれにいたしましても、委員のご指摘のとおり、今後とも時間外の縮減、削減 に向けては、ワークライフバランスの推進との関係もございますので、十分に留意 してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

- ○鷹野雅生委員長 土居委員。
- ○土居一豊委員 本日は決算の場ですので、質疑はこれまでにします。改めてもう一度この件についてはお尋ねをいたします。
 以上です。
- ○鷹野雅生委員長 阪部委員。
- ○阪部晃啓委員 まず、広報の方でお聞きしたいんですけども、今回、広報の部分が 96万7,947円というのが減額されているんですけども、前年度と比べてこれ だけ下がるということは何かあったのか、ちょっと教えてもらえませんでしょうか。
- ○鷹野雅生委員長 杉崎課長。
- ○杉崎雅俊総務課長 主な要因としましては、環境まつりの方を従来沢第2エリアで開催いたしておりまして、フリーマケット等、かなり大規模な体制で開催をしておりました。その予算がこれまで200万程度計上しておりまして、昨年度、25年度につきましては、ご説明させていただきましたように洛南浄化センターさんの工事なり沢2解体工事の関係もございまして、長谷山エリアの方で一定規模を縮小いたしまして、できる限り住民さんに施設を知っていただきたいという関係でエリア縮小ということでさせていただいております。その決算が48万6,000円とい

うことで、200万程度の予算から50万程度の決算額になったということになっております。

以上です。

○鷹野雅生委員長 阪部委員。

○阪部晃啓委員 エコネット城南とか1カ月に1回出されている部分があるんですけど、その中で、今回、平成25年度に起こった諸問題、折居清掃工場における基準値を超える排気ガスとか冷却水の漏出、また、奥山埋立処分地の排水処理の事案という、こういういろいろな問題があった中で、そういうものに対して広報の方で取り上げて、対応しているということを十分に記載されているのか、ちょっとそれをお聞かせ願えませんでしょうか。

○鷹野雅生委員長 杉崎課長。

○杉崎雅俊総務課長 事案の関係につきましては、全て議会の皆様にご報告させていただきますとともに、住民の皆様にも当然広報を、ご案内をしなければならないということで、逐一ご報告の方をさせていただいております。その経過につきましては、全てホームページの方に現在も掲載しておりますので、ご参照いただければ幸いですが、折居排ガス事案につきましては、8回のホームページを掲載しております。最終的には、10月22日に総括ということでご案内をさせていただいております。

また、奥山の事案につきましても、昨年度だけでは復旧はできなかったんですけ ど、昨年度、ホームページ5回を掲載いたしまして、住民の皆様には経過説明、お わびをさせていただいております。

以上です。

○鷹野雅生委員長 阪部委員。

○阪部晃啓委員 こういう問題というものが、実際の話、ネットを見られる方はいいんですけど、せっかくこういうエコネットで広報紙を出されている分があるんだから、いわゆるそういう問題はなぜ起こったのか、どういうふうに対応しているのか、これからどういう信頼を回復していこうとするのかという、先ほどほかの委員さんも言われたみたいにやっていかなきゃいけないというところの経過説明を十分にしていかなきゃいけない。そして、なおかつ、特集号みたいなもので、今回起こった大きな問題のこのポイントを十分に地域の方や市民や町民の方々にお知らせしていただいて、やはり城南衛生管理組合は頑張ってやっているんだという何かを出していかないと、大体、地方紙さんが取り上げられた記事を読まれた方々がどうなっているんやということを大きな思いで言われているので、そこの不安やそういう怒りをどういう形で静めていかなければいけないかというのは、やっぱり月一出されているものにしっかりと掲載して、そのおわびも含めてやっていかなきゃいけないというのがすべきことなんじゃないですかね。

だから、簡単にこういうインターネットで細かいことを出しますからというんじゃなくて、全体的に見ていただけるようなものをやっぱり出すべきものだと私は思うので、その点をどう思われるかを。

○鷹野雅生委員長 杉崎課長。

○杉崎雅俊総務課長 非常に申しわけございません。先ほどちょっとご説明不足で。 エコネット城南につきましても、先ほど申し上げましたように、管内38万世帯の 方に広く広報いたしておりますので、両方、折居の排ガスの事案、奥山の事案につ きましてもホームページと同様にエコネット城南、先ほどご指摘いただいたように 特集号まではできておらないんですけど、1面の3分の1から半分ぐらいを使いま して事案の経過なり報告、両方の総括もあわせて、折居の方は3回、奥山の方につ いては2回程度させていただいております。

○鷹野雅生委員長 阪部委員。

○阪部晃啓委員 私も何回も読ませてもらっているんですけど、何かいわゆる地方紙 さんが書かれる記事とこちらが自分の内容で書かれる記事というのか、その文書は、 非常に自分たちを保守的に守りに入っているようなものにしか見えず、本当に謝罪 の部分に当たって、これからの信頼を拡幅するに当たってのものがやはり見えていかないかなと。そこら辺のところもやっぱり含めて、十分に今回問題が何回も繰り返し繰り返し起こるこういうケースをやっぱりどこかで歯どめを掛けなきゃいけないし、問題点を改善して、方々に市民、町民の方に十分理解していただけるように信頼を回復していかなきゃいけないという点はやっぱり欠かせないと思うんですよ。そういうものをやっぱりこれからもそういう広報の中で組んで、いわゆるおわび文みたいなものでも構いませんやん。そういうことをやってほしいなとは思います。

次は、入札制度のことについてちょっとお伺いしたいんですけども。暴力団等に係る入札が、平成24年、25年に初めて暴力団関係者に関するというものが、10ページです、出てきているんですけれども。それまでの間にこういう暴力団関係による入札があったのか、教えてもらえませんでしょうか。

○鷹野雅生委員長 清水財政課主幹。

○清水孝一財政課主幹 入札の告示報告の中で記載をしたんですけれども、それまでは指名停止要項というのがございまして、その中で暴力団関係者については指名停止をどうこうしますということについては定めております。ただ、入札の告示・公告書の中で初めてそのことを記載したということで、改善項目で挙げておるところです。

○鷹野雅生委員長 阪部委員。

- ○阪部晃啓委員 これからそこに書いてある暴力団排除の明記というのもいろいろあるとは思うんですけども、そういう調査とか確認とかいうのをやっぱりやっていかなきゃいけない。ただ、請け負われたところがまた下請、そして孫請みたいな感じでやっていかれる中で、いろいろわからないところまで行ってしまうというケースもありますし、そういうところも十分これから注意していくべき問題であると思いますので、ご検討いただいて、気をつけていただければと思いますので。以上で終わります。
- ○鷹野雅生委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。 山本委員。
- 〇山本邦夫委員 まず、成果の9ページのところで契約の状況についてデータをいた だいていますが、競争入札、それから、随契で見積もり合わせと特別指名というこ となんですが、毎年、件数的には以前に比べれば改善をしているのかなと思うんで すが、金額的に見てどうかというのはいつも疑問に思うんですけど。

それでまた、注のとこにはこの全体の、25年度でいえば、231件のうち工事請負契約22件、業務委託が65件、物品購入及び修繕に関する契約が144件ということなんですが、この工事の内訳、契約の形態ごとに、工事と委託と物品購入等、修繕も含めて、それの中で一般競争入札、それから、見積もり合わせ、特別指名、それぞれの件数と総額を教えてください。

それと、衛管の場合には絶えず日立造船との関係はチェックをしておかないとだめだというふうに僕は思っているんですが、平成25年度中の日立造船の総受注件数と受注額と主な内容を教えてください。それが過去に比べて、何年前と比べるのがいいかというのはちょっとお任せしますけれども、過去に比べての増減の傾向を教えてください。

それから、中身的にごみのとこで聞いてもいいんですけど、ちょっとついでに契約の関係で、インターネットで入札結果がずっと全部出ているんですが、ちょっと僕が過去に見つけられなかったからかもしれませんけども、平成25年度老朽化対策修繕業務というのが日立造船で577万5,000円というのがあるんですけども、これはちょっと過去のところから見たときに、ざっと見ただけなので見落としがあるかもしれませんけど、毎年やっているものなのかどうか、また、定期的にやっているのか、そのあたりを教えてください。

それから、成果の39ページでISOの問題ですが、一連のいろんな不祥事というか、事件があって、衛管はこの間ずっとISOの取り組みを強化されてきて、その一方で、法令遵守を改めて言わなくちゃいけない事態が相次いでいると。そういう点では、ISOに適合しているということのその検査でこういった一連の事件は防げるものではないということは改めて認識をしたわけですけど、例えばそもそも ISO自体の中で計測データの管理とか、それから、ましてやその書き換えとか、そんなことはISOが当然容認しているとは思わないんですけど、そういうデータの管理とか、それから、折居の最初のガスの事件についても、老朽化している施設の、過去からここはもうそろそろ取り替えた方がいいですよという指摘が精密検査とかそういった中でも出ていて、それがそのままに何年も同じ表記でずっと続いて

きて、結局、老朽化対策がまともにやられてこなかったという問題があるんじゃないかなと思うんですが、そういう施設の老朽化に対するチェックとか管理とか、そういう問題はISOの中ではどういう位置づけになっているのか、そもそも扱っていないのかも、ちょっと不勉強なので、その辺りを教えていただきたいですし、それから、その入札のあり方とか法律の遵守、法令の遵守というのはISOとのかかわりでどういうふうに、規定があるのかないのかも含めて教えていただければと。

それから、ここの表現の中で、39ページかな、「法令遵守等に関し不適合事案のあった折居清掃工場及びグリーンヒル三郷山を除くサイトについては、規格に適合していることが証明された」ということなんですけど、法令遵守されていなかったところは除いてほかのサイトは適合していますよと言うたって、世間には全く意味のない、どうでもいい話なんじゃないんですかね。組織そのものが不信の目で住民から見られているところで、ややこしいとこを除いてここは合格ですというようなことを幾ら言ったって、ああ、そうですか、じゃ、ここの沢はいいんですねと、それは基本的には働いておられる職員さんもいられるから、あんまり雑な言い方をするのは僕は失礼かなとは思いますけど、でも、組織全体として見たときには、サイトごとにそれを見たところで、今の時期、全く意味がないことじゃないのかなというふうに思うんですけども。その辺はどう考えておられるのか。

それから、問題のあるところのISOの自主宣言、外部ではなくて、自ら点検をしてここが適合していますということを宣言するわけですよね。問題があったとこがそもそもその自主点検すらもしなかったのかねというあたりはどうなんですかね。

それと、もうちょっとついでに言うとくと、25年度は確かに折居とグリーンヒル三郷山等についてはあれなんですが、クリーン21だって今年度でいえばもうあかんわけですやんか。そのときは、クリーン21は25年度は適合していたわけですよね。適合していたところが実は4年前にそのデータを隠していたと。その25年度の後の26年度にはそこでダイオキシンが出ていたということになって、今の事態と15014001との関係はどう説明されるのかなというふうに。ちょっとそのあたりを教えてください。

以上です。

○鷹野雅生委員長 橋本財政課長。

○橋本哲也財政課長 まず、入札の契約状況についてのご説明をさせていただきます。 表5の競争入札、見積もり合わせ、特別指名のそれぞれの中身でございますけれ ども、競争入札につきましては、工事が6件、業務委託が24件、物品修繕等が6 0件でございます。見積もり合わせにつきましては、工事が1件、業務委託が7件、 物品修繕が45件、合計53件です。特別指名の88件につきましては、工事が1 5件、業務委託が34件、物品修繕につきましては39件、合計88件となっております。

入札に係る金額でございますけれども、単価契約等に係る分は除かせていただきますと、49件ございます。それの契約金額の総額としましては、3億358万4,031円、そのうち一般競争入札に係る契約額というのは1億5,645万円とな

っております。内容については沢2の解体工事になっております。

次に、日立造船の状況でございます。25年度の日立造船の総受注件数は19件、受注額にいたしますと4億4,788万9,100円となっております。内容につきましては、基本的に毎年実施しております折居工場、クリーン21長谷山のオーバーホールの工事、焼却設備でありますとか排ガス設備になります。あとは、両工場のコンピューターの保守点検、こちらの方も日立造船にしていただいております。あとは、折居清掃工場、こちらの方で後年度、29年までのきちっと動かすための最後の老朽化対策工事という形をしております。また、折居の方で去年2事案ございました排ガス、冷却水、この関係の事案で修繕業務、点検業務等をお願いしておる。主なものはその辺になります。

昨年度との比較でございますけれども、昨年度につきましては4億1,930万6,800円でございましたので、前年度比較でいいますと、2,858万2,300円増加という形になっております。

次に、3点目、老朽化対策業務577万円についてでございます。こちらについての内容についてでございますが、エコ・ポート長谷山の老朽化対策修繕業務となっております。こちらの業務につきましては、施設の延命化を図るということで、平成24年度から3カ年計画という形で日立造船を特命という形で実施しているものであります。平成24年度につきましても、987万円をかけて実施いたしております。

ただし、ホームページの入札結果についてでございますけれども、24年度までは入札結果のみを公表としておりました。25年度からはさらなる情報公開を目的としまして、入札結果だけでなく、25年度からは予定価格が250万以上の特別指名についても公表いたしておりますので、そちらの方が25年度には載っていたけれども、24年度にはなかったということでございます。

以上でございます。

○鷹野雅生委員長 越智安全推進室長。

○越智広志安全推進室長 ISO14001についてのご質問でございますけれども、ISO14001に基づきまして、私ども自主宣言をして、環境マネジメントシステムを運用しているわけでございますけども、施設の管理等につきましては、これは関係法令に基づきまして、基本的な日常点検ですとか、あるいは何カ月点検、定期点検を実施いたしまして、その内容が私どもの規制を受けています関係法令、ISOでは法的要求事項と呼ばれていますけども、それに適合しているかどうかということにつきましては、定期的に環境運用の管理者、これは所属長でございますけども、それがチェックをいたしまして、環境管理責任者──私が責任者になってございますけども──に報告をするというそのシステムの中で、管理状況ですとか法令の適合状況について確認をするというシステムになってございます。

それから、入札につきましては、直接入札のやり方等について規定をしているということはございませんけれども、私どもの請負業務を行います請負業者につきましてもこの環境マネジメントシステムは適用されるということでございますので、それを遵守するようにということにつきましては契約書の中において規定をして

いるところでございます。

それから、法令遵守につきましては、当然のことながら先ほど申しました法的要求事項、私どもの活動全体がどういう法令の規制を受けているかと、そういう一覧表を作成いたしまして、各職場における教育訓練を実施して、その結果につきましては報告書で環境管理責任者の方まで逐次上がってまいります。また、定期的に環境運用管理者がその遵守状況を先ほど申しましたように評価をして、環境管理責任者の方に報告をするというシステムになってございます。

それから、各サイトごとに評価しても全体としてだめなら意味がないんじゃないかというご指摘でございますけども、当然のことながら各サイトにおきまして業務の内容は異なってまいります。したがいまして、環境に影響を与える行為、環境側面と呼ばれていますけども、それから、その影響、環境影響、これは各サイトによって当然異なってまいります。当然、組合として全体としての環境目標とか環境目的は持ってございますけども、それを達成するために、各サイトにおきましてそれぞれ実施計画を作成して、それに向けて進むということでございますので、やはりその実施計画ごとに評価をしてあげることは必要であろうというふうに考えております。

ただ、おっしゃいますように、これはそこがよかったからよかったという評価ではございませんで、いずれかのサイトでいずれかの項目であれ、不適合という評価がされましたら、それは当然組合全体としては不適合だったという評価になることは当然だというふうに思っております。

それから、ISOでどこまできっちりできるのかということでございますけれども、私どもの活動全てISOに縛られて、それに基づいてやっているということではございませんので、全てISOで片がつくというものではないということは認識しております。

ただ、これは要するにPDCAのサイクルでもって継続的に改善をしていこうというための1つのツールでございますので、それを的確に活用して、特にPDCAの中でもCのチェックの部分、ここで、たとえ法令は遵守しているけども、それをどう評価をして先に手を打つかということも、そういう視点も多分に重要だとは思ってございます。

ただ、先ほど申しましたようにISOで全てきっちりできるということではございませんので、当然のことながら日常業務の中でISOも有効なツールでございますので、それを活用しながら継続的な改善に努めていくことが重要でないかと考えてございます。

以上でございます。

○鷹野雅生委員長 山本委員。

〇山本邦夫委員 契約の件については、細かく聞くと時間もかかるので、全体のこの 231件の中で、工事、委託、物品、それぞれについては内訳の件数を教えていた だきましたが、金額的にはこれはどうなんですか。まとめた数字でいいですので、 それぞれの項目はいいですわ。特別指名で88件で38%なんですけど、その特別 指名の占める契約金額が幾らで、全体の何%を占めているのかを教えてください。

それから、日立造船が受注件数は19件、4億4,700万ほどですか、ということはわかりましたが、この19件のうち、その契約の方式は競争入札、見積もり合わせ、特別指名、それぞれどういう内訳になっているのか教えてください。

それから、老朽化対策修繕業務については、今回はエコ・ポートということで、 去年見たけどなかったなというのは、たしか25年度、24年度、ホームページに 載っている入札の記載の方式が変わっていますので、何で載っていないのかはわか りました。

それからあと、ISOの関係ですけれども、ISOそのものというよりも、安全推進室、これが5月ぐらいのスタートですかね、実質的には。そういう点で、ずっとISOもそこは統括をされると。それから、法令遵守ということで先ほどからも出ている職員の研修とかそういったことも担ってきておられるということは認識していますけど、5月から、準備期間も含めて4月からずっと今年度スタートをして、その点ではどうですかね。そういうISOのチェックの問題、それから、それぞれの工場とかそれぞれの分野ごとで法令遵守ということでいろんなことの、冷静にやっておられるような事態じゃなくて、もっといろんなことが起こっているのでてんやわんやかもしれませんけども、そういう中で短期間のところで方向性なり計画をまとめようということはちょっとまだ難しいようなあれかもしれませんが、現時点である意味では今までの衛管の中からじゃなくて、外部からの目で見たときに、そういう点で今後強めていくべきところ、または言い換えれば弱い部分ですかね、そのあたりは半年間の業務の中でどういうふうに感じておられるのか、ざくっとした話でも結構ですので、見てこられた感想なりちょっとお聞かせいただければと思います。

以上です。

○鷹野雅生委員長 橋本課長。

○橋本哲也財政課長 入札の件についてお答えいたします。

表5の金額についてでございます。231件のうち、単価契約に係る分についての金額は除かせていただいておりますけれども、総合計で12億5,724万1,783円となっております。特別指名が8億9,248万7,065円、割合でいいますと、71%が特別指名に係る分となります。

日立造船の契約形態でございますけれども、19件のうち17件が特別指名、2件につきましては指名競争入札による契約となっております。 以上です。

○鷹野雅生委員長 越智室長。

○越智広志安全推進室長 安全推進室を設置させていただきまして、条例改正いただき、本年4月から室を設置しまして、私個人的には5月からお世話になっているところでございます。

この間、いろんな問題もあったわけでございますけれども、私、お世話になって 見せていただいて、感じておるのは2つございます。 1つは、ISO14001の関係で申しますと、前の職場でも環境マネジメントシステムをやっておりましたけども、それに比べてシステムとしては非常に厳密にやられているということは強く感じました。

ただ、それが少し日常業務とISOとは、本来は日常業務を円滑に的確に進めていくためにやっていくツールであるんですけども、ISOがともすれば少し形式的になっているんじゃないかなという感じがいたします。例えばそういう報告とか書面をきっちり整理するというところにちょっと力が入っているのかなということじゃなくて、あくまでもこれは業務を継続的に改善していくためにやっていくものでございまして、もっと日常業務と密接に関連したものであると、そういう認識の中でそれを高めていくためにどういうことが必要かということをチェックするものだという認識を、日常業務と直結したものだという認識をもっと持っていく必要があるんじゃないかなということを1つ感じてございます。

それから、法令遵守につきましては、最初に委員からご指摘ありました技術継承も含めまして、新任職員の技術の研修ですとか、それから法令遵守に対しまして環境関係法令の研修とか、なかなかちょっとスタートが遅れておりますけども、そういうものを進めております。

ただ、やはりどうしても現場が中心になりますので、基本的な部分の認識というのは必ずしも十分でないというところはあろうかと思っておりますので、その辺を十分研修なり日常教育の中で強めていきたいというふうに感じているところでございます。

○鷹野雅生委員長 山本委員。

○山本邦夫委員 契約の件について言えば、要は件数的には特別指名は38%ですけども、金額的には71%ということで、特別指名の占める割合が非常に高いという気はします。

それから、努力されてきているのは、それは思うんですよ。昔はもっと特別指名が多かったですから、そこの改善努力は一定評価はしますけれども、やっぱりそれはまだまだ不十分ですし、それから、特別指名で日立造船が19件のうち17件が特別指名と。先ほどの1回目の答弁で、ちょっと数字がマッチするかどうかわかりませんけど、日立造船が受けているのが4億1,000万ほどということですから、それの大半が日立造船は特別指名であると。ましてや、例えば件数と突き合わせてみたときに、特別指名が88件のうち工事関係が15件ですかね。

ちょっとその中の内訳の数字はあえて時間もないので聞きませんでしたけども、おそらく仕事の中身からすれば、17件の日立造船が受けている特別指名の大半は工事でしょう。4億1,000万を日立造船が受注して、その大半が特別指名で受けているというふうに思うんですけど。しかも特別指名の金額の8億9,000万、ほぼ9億円のうち半分ぐらいは日立造船であるということは、僕はやっぱり、お得意さんという言い方がどうなのかというのはありますけど、それは設備上仕方がないということを言われるのかもしれないけれども、そこのところは衛管としてはもっと技術力をしっかりと高めて、もっと広範なところでその受注ができるような形にしていく。

それから、今後、折居も新しい工場になってくるわけですけども、そこのところの発注仕様の中でいろんなメーカーが入ってこれるような発注の仕様にあらかじめしておく必要があると思うんですよ。そこのところでプラントメーカーが入りにくい、他社が入りにくい装置にしてしまえば、今後ずっと長期にわたって、今後また長期の包括契約なんて言うてはるからあれですけども、そういう一つ一つのところの法令遵守とともに、技術力をそこを高めていかないと、ほぼ衛管の大半の部分は日立造船が持っていくということからいつまでたっても抜け出せない。そういうことが結果的には折居清掃工場の排ガスデータの改ざんのもともとのきっかけになった配管の老朽化という問題は、結局、日立と衛管とのなれ合いの中で毎年毎年、これは二、三年のうちに直さないけませんよと言うてて、次の年もその次の年もまた二、三年のうちに直さないかん。二、三年の間に直さないかんと言っては2年後もそんな同じことが書かれていたら、それはやっぱりなれ合いと言われても仕方がないわけで、その点のところは今後どういうふうに努力をしていくのか。特別指名を少なくしていく努力とかというあたりはどう考えておられるのか教えてください。

それから、ISOとか法令遵守の関係については考え方もおおむねわかりましたし、まだこれからいろいろ仕事としては大変な仕事があるかと思いますが、また折につけいろいろ考え方なり進捗なり聞かせていただきたいと思いますので。1点だけ。

○鷹野雅生委員長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 毎回、委員の方からプラントメーカーへの発注状況についてご指摘を受けておりますが、これも毎回お答えいたしておりますけども、特別指名の場合、当然、地方自治法に基づきます随意契約として、それに該当する理由でもってやっております。基本的には、特許の関係であるとか、それから、どのように安定的に工場運営をしていく点でどういう入札をした方がプラスなのかということを考えながら、法に基づいて特別指名、いわゆる随意契約をやっているわけでございまして、だんだんそういったプラント関係の施設も高度化になってきております。

そういう中で、委員ご指摘のように、それをどこのメーカーでもできるような入札を拡大すべきだというご意見はご意見として、これは正論だろうと思っていますが、一方、現実の問題として、プラント自身が非常に高度化し、高度なハイテクな機器になってございます。そんな中で全体の趨勢といたしましては、委員とは基本的にはご意見が異なりますが、私ども、それならばプラントメーカー、設置する者に合わせて長期の保守管理も合わせて、あらかじめこの範囲の中で全てやりなさいよと、こういうふうにやった方が、これまでの折居清掃工場における修繕経費等々を見れば、明らかに経済的にも効果があるということで、新折居につきましてはご意見とは異なりますが、長期包括委託という方式で今進めているとこでございます。

既存の施設におきましても、当然特許も関係もないし、どのメーカーであってもできるものにつきましては、極力これは一般競争入札なり指名競争入札にしてやっているとこではございますけども、施設の安定・安全な稼働というものも一方では

踏まえながら、必要最小限のところで特別指名ということを行っているわけでございますので、ご理解いただきたいと、このように思っております。

- ○鷹野雅生委員長 山本委員。
- ○山本邦夫委員 最後、もう質問にはしませんけれども、例えばさっきの答弁で言われた工場の長期安定的な運転、それには長期包括契約のことを指しておっしゃっていると思いますけれども、明らかに経済的メリットがあるとおっしゃったけれども、そのメリットは今の時点の比較としてはややそういうことのコストの面で比較はあるかもしれないけれども、20年、25年という中で誰がそういうことを保障できるのか。そういうことはここで幾ら答弁されても、プラントメーカーが20年後も今のプラントメーカーであり続けるかどうかなんてそもそもわからないわけで、技術水準がどうなるかもわからない。

この業界は時々一斉に談合で摘発されて、どのメーカーも仕事がとれなくなるようなことがあってね。そういうことの起こりやすい体質の業界の中にそこまで丸々依存して投げてしまうのは丸投げに近い状態やろうなという、ものすごいリスクは大きいと僕は思っているので、考え方の違いと言われればそれはそれまでですけれども、やっぱりそういうリスクをしっかりと見た上で判断していかないとあかんということだけは言わせてもらいます。

以上です。

○鷹野雅生委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鷹野雅生委員長 ないようですので、以上で、議会費、総務費、公債費、予備費についての審査を終結いたします。

[衛生費]

- ○鷹野雅生委員長 次に、衛生費について説明を求めます。 寺島事業部長。
- ○寺島修治事業部長 それでは続きまして、衛生費についてご説明を申し上げます。 衛生費は、組合の根幹業務でございますし尿及びごみ部門の管理運営や処理・処 分等に要する経緯が主なものでございまして、衛生費を構成いたします目ごとに順 次ご説明を申し上げます。

最初に、成果説明書57ページをお願いいたします。

成果説明書57ページ、清掃総務費でございますが、決算額は6億2,585万6,472円で、前年度比較で205万4,503円の増額となっております。主な経費といたしましては、一般職員68人及び再任用短時間勤務職員23人の人件費や工場運転等に従事する嘱託職員5人の報酬などのほか、ダイオキシン類測定業務委託料、場内整備管理業務委託料に要した経費並びに今後のし尿処理検討業務に要

した経費などでございます。

なお、各工場別一般職員給与の決算額の状況は、52ページの平成25年度職員 給与費決算額調の清掃総務費欄に記載をいたしておりますので、ご確認をいただき ますようお願いいたします。

次に、58ページ、し尿委託費でございますが、決算額は3億4,084万5,070円で、し尿収集運搬委託料は減額となりました。また、前年度に引き続き、転廃業助成金が1台分発生し、3,571万7,000円となりました。以上により、合計では前年度比較で1,189万479円の増額となっております。

なお、平成25年度のし尿収集実績の詳細は、16ページの表13に掲載をいたしておりますが、し尿の収集量は年々減少しており、平成25年度におきましても、前年度比較で約2,105キロリットル、10.14%減少し、約1万8,647キロリットルとなっております。

また、浄化槽汚泥の清掃につきましては、管内6企業に許可を行っているところでございます。事業の実績につきましては、17ページの表14、15に記載をいたしておりますが、浄化槽汚泥の搬入件数も近年減少傾向にありまして、平成25年度の搬入件数は、前年度から787件減少し、1万4,602件となっており、汚泥の搬入量は前年度から約1,054キロリットル減少、率では2.95%の減少、約3万4,666キロリットルとなっております。

次に、58ページの方に戻っていただきたいと存じます。

58ページ、徴収費でございますが、決算額は753万3,482円で、その主な経費は、し尿処理手数料事務の電算処理に要した委託料や納付書等の印刷・郵送料など収納事務に要した経費などでございます。なお、し尿処理手数料の過年度分の過誤納還付金として、償還金43万8,720円を支出いたしました。

なお、くみ取り世帯の状況につきましては、再度ページが飛びますが、17ページの一番下、表 17に記載をいたしておりますが、管内の下水道の普及によりまして、くみ取り世帯は年々減少しており、平成 25年度末し尿収集登録世帯は前年度から 359世帯減少し、5,650世帯となっております。

続いて、59ページをお願いいたします。

59ページのし尿処理費でございますが、決算額は3億953万8,167円で、前年度比較で1億5,375万5,827円の大幅な増額となっておりますが、この要因は、59ページの一番下にありますとおり、沢第2清掃工場解体工事に要する経費1億5,645万円でございます。そのほか、主な経費といたしましては、光熱水費や燃料費などのほか、施設設備の運転・維持管理に要した経費などでございます。

再度ページが飛びますが、18ページの下の方の表18をご覧いただいと存じます。

18ページの表18でございますが、し尿及び浄化槽汚泥の全体搬入量は、今申し上げましたとおり近年減少いたしておりまして、平成25年度は合計で約5万3,313キロリットルの搬入がございましたが、その全量につきまして、クリーンピア沢において処理いたしたものでございます。

続きまして、ごみ関係経費について、目ごとに順次ご説明を申し上げます。 まず、60ページから62ページのごみ焼却費から説明をさせていただきます。 60ページ、ごみ焼却費でございますが、決算額は12億887万5,020円で、前年度比較で1億5,089万6,717円の大幅な増額となっております。ごみ焼却費のうち、クリーン21長谷山についての決算額は、この60ページの一番上に記載をいたしておりますが、5億2,617万3,947円で、前年度比較で5,312万1,226円の増額となっております。主な増加要因は、焼却設備の定期点検整備工事の増及び4年ごとのタービンの法定検査に係る整備費などによるものでございます。

その他主要な経費といたしましては、夜間及び土日運転の委託経費のほか、施設整備費、薬品・油脂類購入費、光熱水費・燃料費及び焼却灰の運搬・処分費など、施設設備の運転・維持管理に要した経費でございます。

当組合のごみ処理事業におる中核工場といたしまして、平成25年度は組合に搬入される可燃ごみの約61%に当たる約5万7,586トンを処理したところでございます。また、25ページの方に飛びますが、25ページの表24、25に記載をいたしておりますとおり、ごみ発電による発生電力を工場運転用電力として使用し、その余剰電力を電力会社に売却いたしましたほか、焼却灰中の鉄類を回収し、資源化をいたしております。

続いて、61ページから62ページの折居清掃工場の運転管理に要した経費を説明させていただきます。

61ページでございますが、決算額は6億8,270万1,073円で、前年度比較で9,777万5,491円の増額となっております。折居清掃工場におきましては、平成25年5月に管理基準値を超える排ガスが発生する事案があり、さらに、11月には冷却水が漏出するという事案が発生をいたしました。これらの再発防止対策として、老朽化を考慮した日常の設備点検の充実を図るとともに、必要な設備整備を実施したことが増額の要因となったものでございます。具体的には、排ガス経路及び排ガス処理設備修繕料2,490万6,000円、ガス洗浄塔及び煙道等点検整備委託料1,270万5,000円などでございます。

その他主要な経費といたしましては、光熱水費・燃料費、薬品・油脂類の購入費 及び焼却灰の運搬・処分費などのほか、施設設備の運転・維持管理に要した経費な どでございます。

折居清掃工場は、クリーン21長谷山の稼働を機に従来の2炉運転を1炉交互運転に切り替え、ごみ処理事業の効率化に努めておりますが、平成25年度におきましては、組合に搬入されました可燃ごみの約39%に相当する約3万6,730トンを処理し、昭和61年の工場の稼働当初から焼却過程で発生いたします蒸気を山城総合運動公園、太陽が丘でございますが、こちらに供給し、温水プールなどの熱源として再利用するなど、循環型社会形成推進施設としての役割を果たしてきているところでございます。

続いて、62ページのごみ中継費でございますが、これは、ごみの収集輸送の効率化と構成市町間の公平性を担保するための経費でございます。決算額は3,795万8,839円となっております。主な経費といたしましては、ごみ中継の運転管理業務委託、車両の維持管理に要した経費、中継設備の維持管理等に要した経費などでございます。

次に、63ページ、リサイクル費でございます。リサイクル費の決算額は1億9,

126万273円で、前年度比較で249万4,767円の増額となっております。 主な経費といたしましては、缶・瓶・ペットボトルの選別委託料などの容器包装廃 棄物等の資源化に要した経費、施設設備の運転・維持管理に要した経費及び処理施 設の定期点検整備に要した経費並びにリサイクル工房の運営に要した経費などで ございます。平成25年度におきましても、構成市町と連携・協同して容器包装廃 棄物4品目及びトレー類などの資源化に努めますとともに、剪定枝のチップ化物の 住民・事業者配布事業にも取り組んだところでございます。

また、リサイクル工房では、廃棄物を資源として再利用する資源循環型社会構築へのPR施設として、開設以来、リサイクル工房、住民教室及び施設見学など、さまざまな取り組みを行っております。平成25年度におきましても、29ページから31ページに記載をさせていただいておりますが、工房運営につきましては、ゆめりあうじ等での出張教室を年3回から年5回へ拡充したことをはじめ、折居清掃工場では毎月2回定期開催するなど、地域への定着を図る取り組みを進めたところでございます。また、教室関係では、着物のリフォーム教室やガラス教室などリサイクル工房の利用拡大など、住民参加による廃棄物の有効利用の取り組みを進めたところでございます。

次に、64ページ、ごみ破砕費でございます。ごみ破砕費の決算額は1億3,439万6,565円で、前年度比較で1,592万4,757円の減額となっております。主な経費といたしましては、破砕ごみの運搬委託料、宇治廃棄物処理公社への処分委託料、工場運転に要した電気料、破砕機交換部品の購入費及び粗大ごみ処理施設の定期点検整備に要した経費などでございます。平成25年度の不燃・粗大ごみの処理実績は、ページが飛びますが、32ページの表35に記載をいたしております。32ページの表35に記載のとおり、合計では前年度から約358トン現象し、約1万8,752トンとなっております。

次に、65ページをお願いいたします。

65ページ、ごみ埋立費でございます。決算額は2億89万974円、前年度比較で1億5,262万6,060円の大幅な増となっております。主要な要因は、65ページの下段に記載をいたしておりますが、奥山排水処理施設の復旧に要した経費が1億6,361万982円となったことによるものでございます。当該施設につきましては、復旧・再稼働に向け施設の総点検を行い、必要な整備をいたしたものでございまして、より安定した浸出水の処理を目的として新たに高度処理設備を設置いたしております。また、この間に奥山埋立処分地から発生する浸出水につきましては、クリーン21長谷山で処理すると同時に、外部委託による処理を実施させていただいたものでございます。なお、当該施設につきましては、本年8月に復旧が完了いたしたものでございます。

その他の経費といたしましては、三郷山埋立処分地の排水処理設備など、処分場機械設備の点検整備等に要した経費、処分地施設の運転に要した光熱水費などでございます。

ごみの最終処分は、当組合の三郷山の処分場、グリーンヒル三郷山でございますが、このほか、宇治廃棄物処理公社及び大阪湾広域臨海環境整備センターで行っているところでございます。

平成25年度の最終処分実績は、33ページの下の表39に記載をさせていただ

いていますとおり、合計では前年度から約2,371トン減少し、1万7,957トンとなっております。

次に、66ページ、新折居清掃工場建設事業費でございますが、決算額は2,964万8,308円でございます。これは折居清掃工場更新のための環境影響評価等の委託料などでございます。

次に、粗大ごみ処理施設建設事業費につきましては、決算額は2億7,389万7,600円、前年度比較で2億4,735万1,800円の大幅な増となっております。これは、粗大ごみ処理施設等の更新事業が本格化したことによるものでございます。

なお、それぞれの更新事業の取り組みの概要につきましては、37ページから38ページに記載をいたしておりますので、後ほどご確認をいただきますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、衛生費関係の説明とさせていただきます。よろしく ご審議賜りますようお願いいたします。

○鷹野雅生委員長 暫時休憩します。再開は午後1時からといたします。 昼食は1階の会議室に用意していますので、よろしくお願いします。

> 午前11時48分休憩 午後1時00分再開

○鷹野雅生委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、衛生費の審査に入ります。

質疑はございませんか。

土居委員。

○土居一豊委員 バランスシートの12ページと資料の65ページ、こちらにまずご み処理の前年比で2億3,313万6,000円増、それと、65ページの奥山施設 改修で6億4,578万等増、先ほど説明で、それぞれの処理のためにかかったということですが、奥山については、本来、法令からしてあそこを改修して処理しな きゃならないものを処理せずに三郷山に持っていったということで、この処理施設 はいずれ法令遵守しとっても施設を改修しなきゃならなかった金額だと思うんで すけどね。しかし、それに伴って、施設改修する間、業者に委託して配送して処理した分がございますね。

それと、もう1つは、ごみ処理についても、最初、理事者の方から、灰の方、持ち込めるようになったということですけど、こちらに伴っても、このごみ処理の関係で業者委託した分があると思うんですよ。この奥山含めて折居台、それとクリーン21と、法令を適切に遵守しておけば、こういう支出は出さなかって済んだんじゃないかというのが25年度の中に金額的にあると思うんですよ。これを概数でいいですから、どのようにこの決算書の中で見ておるか、これを1つ教えてください。

もう1つは、構成市町の中で企業を新設するために工業団地等の開発がそれぞれ ありますし、先に開発したところでも、まだ必ずしも企業進出が100%なされて いないところがあると思うんですね。それに対して下水道の接続について、組合と してどのように考えておられるか。

3点目。し尿処理で回収しなきゃならない、浄化槽等で回収しなきゃならないのが依然それぞれのところに残っていますけど、それぞれの場所を確認したところ、城陽の場合、必ずしも今の建物の構造上、下水はつなぎたいんだけど構造上つなげない。例えばトイレのあるところが隣の家の敷地を通らないとつなげないとか、いろいろ構造上問題があって、建物を建て替えるときにはつなぎますというところがあるんですけど、それ以外にも、明らかに家の前に下水が来ておってつなぐことができるにもかかわらず、つないでいないところがあるわけなんですよね。そうしたときにちょっと気になりますのは、浄化槽をつくって下水をくみ取りしていただいた方が下水につなぐより料金が安くなるんじゃないか、安いんじゃないかですね。下水道料金は水道の使用量で計算されますよね。だから、この辺をどのように一般的に見ておられるか。

この3つを教えていただけませんか。

○鷹野雅生委員長 橋本財政課長。

○橋本哲也財政課長 それでは、私の方からは、昨年度、25年度に起こりました折居工場、それから奥山排水処理施設の事案につきまして、法令を遵守していれば余計なお金がかからなかったのではないかというような質問だと思いますので、お答えさせていただきます。

平成25年の奥山の施設の復旧につきましては、修繕費、それから調整槽を設置するための委託料であります。また、工事費等、埋立処分地から浸出水を処理しましたので、外部処理しております。それに係る経費ということで、おおよそ1億6,000万程度かかっております。しかしながら老朽化した設備を正常に運転するために要した経費、また、排水基準を万全するために処理機能を高度化を図った経費、こういったものも含まれておりますので、本来必要であった経費と考えております。しかしながら、浸出水の運搬処分に要した経費、こちらについては確かに施設が運転していれば必要がなかったのではないかと思われますので、その分についておおよそ、決算成果説明書でいいますれば65ページ、奥山排水処理施設の復旧に要した経費1億6,300万と書かせていただいておりますけれども、そのうちの、上から3つ目、浸出水運搬処分委託料7,600万程度、この分については本来必

また、折居工場の2事案についてでございますけれども、こちらにつきましては、 基本的に排ガスの事案におきましては、老朽化した排ガス経路の点検・修繕、こう したものに要して経費、また、より安全に万全するために塩化水素濃度計の設置、 こういったものをしております。また、冷却水の事案につきましても、冷却水を場 外に排出することのないように改修した整備、こちらの方が主な経費となっており ます。また、トータルでいきますと7,000万程度かかっております。こちらの 経費につきましても、基本的には正常に運転するために必要な経費というふうに考 えておりますけれども、このうちに占めております冷却水事案に関しましては、安 全性を確認するために水質検査、ダイオキシン検査をその後にしておりますので、

要でなかった経費であるというふうには考えているところでございます。

その分おおよそ500万円につきましては、本来必要でなかったと考えられる部分ではあろうかと考えております。

以上でございます。

- ○鷹野雅生委員長 寺島部長。
- ○寺島修治事業部長 企業進出に伴う下水道の接続に係る組合としての考え方、それから、浄化槽なりの設置世帯もしくはし尿の収集の世帯で家屋の構造上くみ取りにくい家屋についての考え方ということでございますが、基本的には我々の組合の業務といたしましては、し尿の収集運搬について、いわゆる申し込みのあったところについての対応をしておりますので、政策的に例えばくみ取りのところを浄化槽にするとか、そういった項目につきましては我々の方で対応いたしておりませんので、ご理解いただきたいと存じます。
- ○鷹野雅生委員長 土居委員。
- ○土居一豊委員 あと、部長から説明していただいた内容ですけど、それでは企業進出に対する下水道の接続については、それぞれの関係する市町村の考えであって、組合としては考えは出していないという認識でございますね。
- ○鷹野雅生委員長 寺島部長。
- ○寺島修治事業部長 今申し上げましたように、取り立てて私どもの方で下水の接続に対して企業に例えば必要な指導であるとか、そういった項目については我々の所管というふうに認識しておりませんので、ご理解賜りたいと存じます。
- ○鷹野雅生委員長 土居委員。
- ○土居一豊委員 浄化槽の関係ですけど、私、聞きたいのは、浄化槽にして置いていた方が下水に接続するより経費的に安くなるんじゃないかと思うんですけど、そういうことをデータ的に持っておられませんか。
- ○鷹野雅生委員長 竹内専任副管理者。
- ○竹内啓雄専任副管理者 先ほど部長が申し上げましたように、基本的には私どもの方、城南衛生管理組合といたしましては、し尿の処理と浄化槽汚泥の処理について、それを我々の方の職務といたしております。それについて手数料を決めさせていただいておりまして、基本的にはその世帯を下水道、下水道事業そのものは各市町でやっておられますので、それへの接続については基本的には市町の方でのご指導であるということで、我々の方の所管外だということで部長がお答えさせていただいたと思います。

ただ、くみ取りし尿あるいは浄化槽汚泥の処理が下水の方と比較すればどうかと

いうことになりますと、これは詳細の比較はしておりませんけども、単純に考えましても、くみ取りの料金の方が世帯当たり750円ですので、通常考えれば、今、世帯制でとっておりますのでくみ取り世帯の方が安く済んでいると。

それから、浄化槽汚泥の件につきましても、浄化槽汚泥は許可業者が収集してきて私どもの方で処理をする。その処理手数料ができるだけ世帯の皆さんの負担にならないように料金設定しておりまして、それも、そこは下水と比較して浄化槽とどちらが高いか低いかといった計算はできておりませんので何とも申し上げられませんけども、基本的に我々の方が、下水が普及しているのに下水に接続をしなさい、くみ取り世帯を下水の方に接続をしなさいというような指導までは我々の方の組合の所管ではないというのが基本でございます。

ただ、実際の問題として、下水道に接続できるエリアになっているにもかかわらず、あるいは浄化槽、くみ取り世帯の方が経済的に得をしているじゃないかという問題もあろうかと思います。その場合に、そういう点で料金の設定に差を設けられるかどうかということが我々組合としての1つの問題意識というか、課題ではあろうかと思いますが、その辺のところにつきましては、実際にいろいろな自治体の中で、そのし尿くみ取り料金を地域によって差を設けておられるところもございますし、一律の料金にしておられるところもございます。現在のところ、し尿くみ取り料金に関しましては、私どもの近隣の市町で今徴収されておる金額と比較した大体そこそこのところになるのかなというような認識は今持っております。

以上でございます。

○鷹野雅生委員長 土居委員。

○土居一豊委員 下水接続の指導といいますか、それは自治体のというのは十分理解しておるんですよ。別に組合でやるべきとは思っていない。ただ、今私が聞いた数字的に浄化槽にして置いていた方が、下水につないで使った水道料金によって下水料金を課金されたときに、明らかに下水道の支払い金額が上がる、し尿汲み取りの方が安くなっているという現状があると思うんですよ。だから、皆さんわかっておられると思うんですよ。しかし、それは、今、竹内さんが最後に答えたように、周りのことがありますので、金額、それになっとると思う。しかし、接続されない実態の1つに、いや、そのままの方が安いんだということもあるんじゃないかな。

だから、皆さんがどう思っているかなと思って私は聞きたかったんですよ。決してつないでないからあなたたちに責任を持てじゃなくて、し尿処理されているところとして、実際その指導監督、また、市民の皆さんに対する責任は自治体がそれぞれ持っていますよ。うちも指導していますけど、なかなかそれはつながないとこがるというのは現状ですよ。そこを伺いたかったんですよ。また改めて金額的なことは、詳しいことは、ここで答弁いいですから、聞きたいと思います。

ただ、最初の分ですけど、奥山の分ですけど、もう一度次のことだけ教えてください。奥山が問題が発生して、三郷山に運んでいた分を全部民間委託しましたよね。 そして、奥山が動くようになった。その間、25年度の間、民間業者に持っていって処理するためにかかった費用、これは単純に奥山が法令遵守して整備しとけば、これは使わなくてよかったお金ですよね。この金額は何ぼになっていますか。

○鷹野雅生委員長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 奥山の件に関しては、先ほど課長もお答えしたかと思いますけども、埋立処分地からの浸出水を処理した経費でいいますと、25年度の決算では7,613万9,000円でございます。これは決算書の方でも事項別の方の65ページのところにございますように、一番下から4つ目の浸出水運搬処分委託料7,613万8,008円。

これ、決して言いわけするわけではございませんけども、あの処分地、最終処分地をそのまま浸出水を施設で処理をしておればこういうことにはならなかったというのは、それはそのとおりでございますが、この前から何遍も申し上げていますように、埋め立てが終了した処分地における浸出水について、これは引き続き処理をしていく必要がございます。

それがクリーン21長谷山の方で全部処理できると一旦判断して廃止届は出したけども、やっぱりできないので、また再開届を出したということで動かしたんですけども、特段その時点で改修は行っておりません。ふたをあけてみれば、やっぱり浸出水が安定しないということで、どうしようかという中で、改修すれば2億何ぼかかるとか、いろいろな当時の試算はございましたけども、それだけの投資をするのが大変なので、我々として省令解釈、これは結果的に誤った独自解釈をしたわけですけども、省令解釈に基づいて三郷山へ、そこで処理できると、こういった形でやったわけでございます。

それが法に反しまして行政処分を受けて、復旧命令を受けたわけでございますが、 そういった意味で施設の改善というのはいずれどこかでしなきゃならない。浸出水 が出る以上は処理しないといけないわけですから、これは本来要ったお金であって、 外部処理については全部必要でなかったお金と、こういう整理はいたしております。

ただ、決して言いわけをするわけではないんですけど、だから差し引きこれだけの金額が損失であるとかいうようなところまで我々としてもはっきりと精算したものとして今位置づけているわけではございません。それはどういうことかと申し上げますと、これは仮定の話でございますけども、改修をするとすれば、やはりその間はどこかでその水を処理する必要もございますので、それが何ぼかかったかということは計算もしていませんので、七千何万、現にかかったわけですけども、大規模改修をするなり何かすれば、一旦その処理水はどこかで処理をする必要は、これは一応考えられるものとしてあったかと思います。それが 3,000万で済んだのか、5,000万で済んだのか、1,000万で済んだのか、これは計算していませんので、7,000万じゃなしに余分な金は 5,000万ですよと言うつもりは全くございませんが、そういう事情もあるんだということについては、言いわけをするわけではございませんけども、ご理解いただければ大変ありがたいと思います。

○鷹野雅生委員長 土居委員。

○土居一豊委員 最後に1点だけ。奥山の改修を法令に基づいて早く改修しとけば今回改修した金額までかからなかったし、放置しておいたからさびも出る。だから、

かからなかったと思いますが、その認識はありますか。

- ○鷹野雅生委員長 竹内専任副管理者。
- ○竹内啓雄専任副管理者 その点に関してはそういう認識をいたしております。
- ○鷹野雅生委員長 ほかに質疑ございませんか。 長野委員。
- ○長野恵津子委員 2点お聞かせいただきます。

1点目は、し尿処理の関係でございますけれども、行政コスト計算書等々、読ませていただきました。24年度に比べて大幅にこのし尿処理コストが増加しているんですけれども、この原因として、沢第2清掃工場の解体工事や豪雨災害がございました。それが理由である、このように理解してよろしいのでしょうか。それが1点目。

それと、成果説明書の18ページに今後のし尿処理のあり方を検討したというふうにございますけれども、最も望ましいとの方向性が示された下水投入について教えていただきたいと思います。

それと、し尿処理料金の見直しについてであります。年々くみ取り世帯が減っているわけでございまして、ただし、コストはかかっているということでございますので、今後し尿処理の料金の見直しについての考え方をお聞かせください。

2点目のごみ資源化事業についてなんですけれども、年々缶が減ってペットボトルが増加の傾向がずっと続いているように思います。その今後の見通しについてと、それから、来年1月から新しい分別収集が始まるわけですけれども、今後新たな資源化に向けてのお考えはあるのか教えてください。

- ○鷹野雅生委員長 寺島部長。
- ○**寺島修治事業部長** まず、し尿処理の料金の考え方なり見直しの方向性についてお答えをさせていただきます。

基本的には受益者負担の原則に基づきまして、経費に見合う適正な負担を受益者に求めるべきとし、減少するくみ取り世帯に増加分を全て転嫁できるのかという問題、それからまた、近隣の手数料はどうかということを踏まえ検討を行っているところでございますが、近隣の状況におきましては、依然、当組合の手数料は世帯制といった形で徴収をされております。ほかの大津市、枚方市、高槻市、茨木市などを見ると、平均額は一月当たり735円という形になってございます。引き続きそのコストに対してどのくらいの手数料設定が妥当であるのかというのは十分に検討する必要があると考えておりますが、各団体の調査を進めまして、それから、委員の質問にもございましたけども、今後のし尿処理のあり方につきまして検討いたしております。その中で、下水道投入も1つの手法というふうに考えておりますので、例えばそちらの方に進んだ場合、全体のコスト減ということも考えられますので、例えばそちらの全体のコストも見ながら、妥当な金額について検討を図ってま

いりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようにお願いを申 し上げます。

○鷹野雅生委員長 川島施設課長。

○川島修啓施設課長 私の方からは、下水道投入についてのご説明をさせていただきます。

当組合は、平成8年10月から24年3月末まで、当時のし尿処理能力を上回る 余剰分について、そちらの隣接いたします洛南浄化センターの方に下水道投入によ る委託処理を行ってまいりました。この当時は終末処理場におけるくみ取りし尿の 処理についてということで、当時の厚生省の局長通知でございますが、これに基づ きまして、下水道整備予定区域内のし尿に限って限定的に処理をお願いしていたも のでございます。

しかしながら、今回の3つの方向性の結果、下水道投入になったということにつきましては、今後は浄化槽汚泥や整備予定区域外のし尿も含んで全量を下水投入の処理をしたい、それを検討していきたいというものでございます。

○鷹野雅生委員長 橋本課長。

○橋本哲也財政課長 それでは、し尿処理コストの方が平成25年度に増加している 要因についてご説明申し上げます。

貸借対照表行政コスト計算書を見ていただいているんですけども、成果説明書の43ページの方に、そちらの方からの抜粋といたしまして、コストから最終的な1人当たりの税負担額という形の明記をさせていただいておりますので、こちらの方でご説明させていただきます。

こちらにありますように、25年度につきまして、し尿処理につきましては、1人当たりでいいますと715円増えている、そのような状況になっております。その大きな要因でございますけれども、委員からご指摘がございましたように、沢第2精品工場に係る経費、これが増加したことによる、これが一番大きな要因でございます。1人当たりとい形で言いますれば、沢2解体に伴う経費、こちらの方が340円と計算しております。

また、沢第2清掃工場について、施設としてはとまっていたんですけども、こういうバランスシート上でいきます資産としてはまだ残っておりましたので、そちらの方を解体に伴いまして一括して除却するというような処理をいたしまして、その償却額についてもコストという形の計上をするという手法をとりましたので、そちらの方も金額でいえば463円増えたということになっております。

こちらの2点を足しますと、おおよそ800円程度増えておりますので、そちらの方を仮に臨時的な要因を除けば、通常の経常的なし尿処理コストという意味でいけば減少していると。金額でいえば88円ほど減っているというような数値になろうかと思います。

また、豪雨災害についてでございますけれども、24年度に南部豪雨災害という 形で大きな災害がございました。また、25年度については、通常の大雨等による 通常災害のみという形になっておりましたけども、量としては減っております。 いずれにいたしましても、どちらの災害に係る搬入量について、総処理量から比較しますと少ない量でございますので、処理経費についてこの災害等が影響しているということはあまりないと考えております。 以上です。

- ○鷹野雅生委員長 花畑エコ・ポート長谷山所長。
- ○花畑久仁浩エコ・ポート長谷山所長 長野委員のご指摘のとおり、缶が減りペットボトルが増加しているという傾向でございますけども、まず、缶類の搬入量につきましては、11年度の892トンを大体ピークにしまして急激に減少傾向になっておりまして、現在、16年度からですけども、500トン台を大体推移した状態になっております。そして、逆にペットボトルなんですけども、受け入れ当初は399トン、400トンぐらいでしたけども、毎年そこから増加傾向になりまして、15年度には缶類の搬入量を上回りまして逆転しまして、19年度には875トンまで急激に増加しております。25年度は926トンということで、過去最高の搬入量ということで達しましてですね。

ご存じのように、これは飲料容器自体が大体缶類、瓶類も含めてなんですけども、ペットボトルに移行している形となっておりまして、これはふたができまして、また、デザインも豊富で持ち運びも便利なペットボトルに移行していると考えられまして、21年度頃からペットボトルの軽量化、肉薄化ですね。ちょっと薄くなっている状態でメーカーも進んでおりますことから、その需要は伸びているものと推測できます。

このことから、飲料用の容器に関してはペットボトルが主体的になっていると、これからもなっていくものと考えられまして、ここ数年800トン台で推移しておりますことから、25年度以降も800トンから、過去最高900トンを超えましたけども、この間で推移すると思われますので。こちらの方は答弁とさせていただきます。

以上でございます。

- ○鷹野雅生委員長 馬渕施設課主幹。
- ○**馬渕武志施設課主幹** 私の方から、来年1月からの資源化の取り組みについて答え させていただきます。

さらなる循環型社会の構築に向けた事業の推進を組合の基本方針の1つとして、 今後も廃棄物の減量と資源化に取り組みたいと考えています。現在、組合管内においては、容器包装リサイクル法の対象となっているプラスチック製容器包装については、平成9年度からペットボトル、また、平成13年度からは発泡トレー類の分別収集・資源化を実施していますが、それら以外のプラスチック製容器包装については、不燃ごみとして収集・処分を行っているところです。

このプラスチック製容器包装につきましては、石油資源でできていますので、リサイクルすることで、ごみの量だけでなく石油の使用量も減らすことができると考

えられることから、平成27年1月より構成市町において新たに分別収集を実施され、現在建設中の新粗大ごみ処理施設において資源化を実施することとしています。 この容器包装リサイクル法の対象となるプラスチック製容器包装なんですが、多種多様であり、また、分別収集を実施する場合、排出段階での住民の協力や負担、例えば選別や洗浄方法などが重要になります。

また、プラスチック製容器包装のリサイクルを効率的に行うためには、新工場において汚れの付着したプラスチック製容器包装などの異物を取り除く必要がありますことから、今後も容器包装リサイクル法にのっとり資源化を推進するため、プラスチック製容器包装について住民に対する啓発を構成市町の方にお願いをし、組合の方でも処理体制の整備を継続して取り組んでいきたいと考えています。 以上です。

○鷹野雅生委員長 長野委員。

○長野恵津子委員 ありがとうございました。

資源化の関係ですけれども、年々缶が減って、缶はいわば洗ってさっと捨てるだけですけれども、ペットボトルについては、おっしゃってくださったように、キャップを取るというのは大体徹底していますけれども、町内会によってはきれいにラベルも剥がして、今、剥がしやすいようなつくり方でペットボトルを製品化しているようなところも多いですので、そこまでやっているところと、それから、ラベルの関係は全然関係なく入れているというところが見受けられるように思うんですね。ですので、これからさらにペットボトルが多くなるという現状を踏まえますと、その辺も徐々に啓発をしながら、みんながラベルを剥がすことが当たり前というようなこともやっぱり今後考えていかなければならないのではないかと思いますので、さらなる資源化に向けての努力をお願いしたいと思います。

それと、し尿の関係ですけれども、こう言っちゃ何ですが、やっぱりくみ取りは 安いというのがすごく皆さん考えておられることでありまして、これについてはま たさまざまな考え方やそれぞれのご家庭の事情等もあって、なかなか見直しという のは難しいかもわかりませんけれども、一方で、なかなか下水につなげていただけ ないということで、豪雨災害時に非常に皆さんに迷惑をかけたりとか、近所の方が 非常に気にをするとか、そういった別の意味での被害といいますか、そういったも の生じているのも現実でございますので、ぜひまた料金の適正な見直しも理解を進 めていく中で進めていただかないことには、やはりコストはかかっていくというこ とがございますので、ご努力の方、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○鷹野雅生委員長 ほかに質疑ございませんか。

荻原委員。

○荻原豊久委員 58ページのし尿の委託費についてお尋ねをしたいと思います。 毎年、決算書を見ると企業の転廃助成金が出ておりますけども、裏面にも債券運用保管状況とか、いろんな今後の費用のことが書いていますけど、今現在ですけど も、何台ぐらい費用としては発生するのか、その辺をまずお聞かせいただきたいというふうに思います。

- ○鷹野雅生委員長 橋本課長。
- ○橋本哲也財政課長 それでは、委託の転廃の台数等についてお答えさせていただきます。

トータルで 52.702台、これが補償台数でございます。 25年度までに補償した台数が 37.272台、残っている台数が 15.43台、こちらに係ります今後の経費としましては、こちらの試算でいきますと 5億5,000万円程度というふうに考えております。

以上です。

- ○鷹野雅生委員長 荻原委員。
- ○荻原豊久委員 今後5億5,000万ほどかかるということで、15.43台という ことでお聞きしましたけども、今現在、基金として積み立てているお金は幾らです かね。再度ちょっと聞きます。
- ○鷹野雅生委員長 橋本財政課長。
- ○橋本哲也財政課長 平成25年度末の基金残高としましては、3億2,806万4, 000円となっております。
- ○鷹野雅生委員長 荻原委員。
- ○荻原豊久委員 そしたら、あと2億ぐらいは必要だというような考え方と思うんですけども、それぞれ積み立てなりいろんな基金なりで今後またやっていただくと思うんですけどね。私、1つ思うのは、これまでの経過もいろいろあると思うんですけども、例えば事業所さんと、いろんな委託先とお話をされることも当然必要ですけども、1台あたり、これ、3,500万という非常に結構高額なお金ということなので、例えば希望があれば、代替業務みたいな形で、その企業さんによっては金額は金額で、私とこは1台当たりについてこの金額が欲しいということは、それはあると思いますし、例えば仮に財政が本当に厳しい中、この3,500万というような金額で別の仕事がこんなことありますねんということで、代替みたいな業務として、そういったことも一定考えていくようなことが必要じゃないかと思うんですけども、その辺はいかがお考えでしょう。
- ○鷹野雅生委員長 栗山業務課長。
- ○栗山淳彦業務課長 ただ今、委員さんからありましたとおり、経過というのがありまして、平成2年から議論がされてきました。当時、代替業務についても当組合で

できる業務はないのか、または構成市町の方でないのかという議論がされてきました。非常に平成4年から、その当時推計では減少していくという見通しの中で、補償問題をどうしていくんやという議論でありました。

最終的に、私ども当組合または構成市町の方で代替業務は用意できないという中で、委託業者さんと十数回にわたる交渉をする中で、この補償金ということで落ちついたという非常に歴史的な経過がございまして、それ以降、1社が撤退するという経過もございます。そういうことを踏まえると、これは委員さんからありましたとおり、非常に重たい協定書やと認識しております。

ただ、情勢の方は非常に変わっていますし、当時からいえば、もう二十数年前のお話であります。この点につきましては、我々としては何よりも残っていくくみ取り世帯をやはり最後まで収集するということが使命でございます。そうした中で減少していく委託業者の中で今後のし尿収集のあり方、効果的な収集のあり方の中で、今、委員さんからいただいたご意見を踏まえて今後考えてまいりたいと考えていますので、ご理解の方をよろしくお願いいたします。

○鷹野雅生委員長 荻原委員。

○荻原豊久委員 今、過去の経過もあって、それぞれいろんな業者との積み重ねの中で来られたと思いますけども、やはり行政改革の中で非常に財政的にも厳しい中、それぞれの時代ともにいろんな場面でいろんなことを話し合って、それぞれに方向にしていただきたいと思います。それは今後の検討していただいて、それぞれこういったご意見があるということも踏まえて話し合いをしていただきたいと思います。

それと、例えばもう1つちょっと気になるのは、衛管のことじゃないんですけど、少し気になる。よく委託契約ということで、これ、毎年、前年度の下水の進み具合によって来年度の委託契約が決まっていくわけですけどもね。ここ近年、ここの時代だけじゃないんですけども、よう委託契約の中に、例えば見積もりをするときにいろんな積算をしていきますよね。近年、燃料代が非常に高騰していると思うんです。例えば、ここじゃないんですけども、ある自治体のとこで委託契約されているときに、燃料代を、なかなかそれは相場が高いですから、その相場ごとに設定するのは非常に負担的なことも、先ほど言うたように、片一方で削れと言うて、こっち増やせということはなかなかなんですけども。

例えば衛管のこういったし尿委託契約の中で、今非常に燃料が高騰しておる中で、そういった燃料炭化というのはどういった積算をしているのか。例えば単価はこれぐらいで積算してますねんみたいなのがもしかお示しいただけるのやったら、その辺はいかがでしょうね。

○鷹野雅生委員長 栗山課長。

○栗山淳彦業務課長 燃料費についてですけども、確かに財政状況が厳しいという中で、今、委員さんからありましたとおり、委託企業さんの方には据え置きというベースの中でいろいろ折衝をさせていただいているところであります。そういう意味

では、燃料費についてはこの間近年ちょっと相場より低かったというのは確かであります。

ただ、平成26年度につきましては、今年度、私ども当組合の軽油の単価に価格を引き上げさせていただきましたので、26年度の現時点においては、ほぼ市場価格に沿っているのではないのかなというふうに認識をしております。 以上です。

- ○鷹野雅生委員長 荻原委員。
- ○荻原豊久委員 そしたら、今年度は大体それやったら相場が合うてやっていただいているということですね、衛管の中では。わかりました。 そしたら、私の方はそれで終わります。ありがとうございます。
- ○鷹野雅生委員長 堤委員。
- ○堤 健三委員 ダイオキシンというのは大変猛毒なガスでありまして、1年に1回 測定をするということになっているんですけども、これは業者委託であって、それ は入札で業者を選定されると思うんですけども、何者ぐらい入札に参加しているん ですか。まずそれを教えてください。
- ○鷹野雅生委員長 清水主幹。
- ○清水孝一財政課主幹 25年度で申しますと、指名競争入札、7者で行っております。
- ○鷹野雅生委員長 堤委員。
- **○堤 健三委員** これは入札ですので、毎年毎年業者が変わることも考えられるんですけども、数年同じ業者に落札というような結果にはなっていませんか。
- ○鷹野雅生委員長 川島課長。
- ○川島修啓施設課長 ここ数年でいいますと、平成24年度から今年度、24、25、26年度は同一業者で、中外テクノス株式会社が受注をしております。それ以前は、平成20年度から23年度、この4年間につきましては、ユニチカ環境技術センターということで、同じ業者が継続をしております。あと、19年度以前につきましては、同じ業者でなく、別々の個別の業者がいろいろ変わっておりますけども、20年度から4年間は同じ業者、24年度から今年度まで3年間は同じ業者が受注しているというような状況になっております。
- ○鷹野雅生委員長 堤委員。

- ○堤 **健三委員** これは入札ですので、結果がたまたまそうなったかと思うんですけれども、こういう憶測で物を言うたらいかんのでしょうけども、また来年も頼むわというような感じで、そんなふうになっていないかなとちょっと私は気にするんですけどもね。そのあたりは、大変失礼なことを聞くようですけども、そのようなことはございませんか。
- ○鷹野雅生委員長 川島課長。
- ○川島修啓施設課長 いろいろ自主設計なり業者見積もりから予算を計上したりしておりますけども、ダイオキシン測定に限っては自主設計という形で設計を上げておりまして、来年度も頼むわというような感じで現在の受注業者にそのようなことは申しておりません。
- ○鷹野雅生委員長 堤委員。
- ○堤 健三委員 大変失礼な質問であったかと思います。

もう1つ、ちょっとあんまり聞き慣れない言葉が出てきましてね。66ページの 新折居清掃工場建設事業費ということで、一番上に書かれております環境影響評価 業務委託と、これ、もう少し詳細に説明していただきたいんですけども。

- ○鷹野雅生委員長 福西新折居清掃工場建設推進課長。
- ○福西 博新折居清掃工場建設推進課長 環境影響評価につきましては、京都府さんの環境影響評価条例に基づきまして、新しい工場を建てるときには環境影響評価をやりなさいということになりまして、折居工場につきましては、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、土壌等の測定をしております。以上でございます。
- ○鷹野雅生委員長 堤委員。
- ○堤 健三委員 わかりました。
- ○鷹野雅生委員長 ほかに質疑ございませんか。 山本委員。
- 〇山本邦夫委員 まず、し尿ですが、成果の18ページで、先ほどもちょっと言及がありましたけれども、し尿処理施設整備の基本計画の検討ということで、下水投入が最も望ましいとの方向が示されたということなんですけど、その3つの考えが過去にも示されていて、そのときは下水投入が望ましいというのは、別にわざわざコンサルに聞かんでも出てきていた方向だったようにも思うんですけどね。ただ、府との調整があり、先ほど誰かな、答弁あった中で、要するに処理施設内のものについては投入しているけども、外のものも投入するということでの話だったと思いま

すけども、その辺については法との関係もあって、府との調整も要るしということで、あんまり下水投入だけでは突っ走れないなみたいなことの話だったと思うんです。

その点では今回改めて下水投入が望ましいと。結論からいえば至極当然の結論なんですが、その根拠ですね。それと、現時点で京都府とか、それから、上部のあれていえば国との関係、厚生労働省とか環境省とかそのあたりのあれも必要なのかとは思いますが、そのあたりの関係方面都の調整というのはどうなっているのか。

これはちょっと自分でも調べればよかったんですが、コンサルトとか、また研究機関とか、そういったところとかへの委託とかをされているのであれば、その委託の費用、委託先、それと選定方法について教えていただきたいと。

それから、19ページのとこでは沢第2工場の解体で、これ、前にも聞いたと思うので、済みません、過去の資料をほじくり返せなかったので。ここでは入札参加者が1者と。平成25年度に入札の再構築をして、1億5,600万かな、で契約をしたということですが、この1回目と2回目の入札の状況について教えていただきたい。それから、入札の再構築ということですが、再構築の内容をもう一遍ちょっと確認をしておきたいので教えてください。

それから、ごみ処理の関係では、21ページのところで、折居清掃工場での排ガスデータ改ざんの問題と、それから、もう1つは、折居清掃工場に関していえば、定期点検のときのバルブの閉め忘れ、日立造船がバルブを閉め忘れて場外に流出したという話だと思いますが、この2つについて関連工事とか点検とかの諸費用、それから、衛管として負担した額と、それから、明らかに後者の方、バルブの閉め忘れについては事業者側の負担だったと思いますけども、たしか補正か何かでお聞きしたような気がしますが、それも改めて確認の意味で数字を教えてください。

それから、排ガスデータの改ざんの問題については、午前中の議論で、エコネット城南とかにも住民の方へのおわびというのも何度か載っていて、僕も読ませていただきましたけども、基本的にはデータの改ざん、書き換えの問題についてはどのような総括なのか、いま一つどの時点のものが何が総括なのかがよく、次々起こってきているので、いつも謝ってはるという記憶はあるんですが、この件に関してはどういう総括なのか。それから、一定、管理者、副管理者とかの処分もそのときあったかな。そんなこともあって、これについてはどういうような処分をされたのか、全体像を教えてください。

それから、成果の23ページで、ダイオキシンの関連の測定結果が出ています。 議会への資料のつくり方の問題なんですけども、25年度のこのデータそのものは 信用するんですけど、例えば今年度ダイオキシンの関係についてはいろんな測定を されていますよね。それは仮に来年度の決算の資料をつくるときにどう反映させる つもりなのかお聞きをしておきたいと。

何でそんなことを聞くのかということなんですけど、ダイオキシンの問題があったのは平成22年でしたっけ。そのときの決算委員会のときの資料を持ってきたんですけど。これなんですけどね。平成22年度のときの決算の資料。これと同じような様式で折居清掃工場、クリーン21長谷山、それぞれ排出ガス焼却灰、飛灰、データが書かれているんですよ。

この年は何回もこの調査されていましたよね。これはネットからとりましたし、

何度もやった連合審査会の中で配られているデータで、6月14日に採取をして、そのときに3.8のデータが出ましたと。7月12日、13日、14日、28日、7月29日もはかっていると。9月28日に0.0082、これは法定検査で出ているんですが、この22年度の決算のときの資料には、最後に言った法定検査、9月28日の分と思われるそのデータしか書かれていないんですね、0.0082。要するに、ダイオキシンのクリーン21長谷山については7回検査をしているのに、議会に報告された資料は最後の法定検査の分しか報告されていないんですよ。おそらく、何でですかと言ったら、法定検査だからということなんだろうと思うんですね。

でも、僕らはそのときそのデータが、例えば今年の決算資料でも、この資料、ほんまに正しいですかというところからやらなければいけないんだったら、この決算委員会は成り立たないと思うんですよ。これはこれで正しいもの、衛管の事務局として、組合として議会に報告すべきものとして出されているものだから、このデータがほんまにこの例えば書かれている 0.16 というのは正しいんですかという質問をやっていたら、何日あってもこれ、足りないじゃないですか。

ある程度の信頼関係のもとで議会とは成り立っているわけで、今回改めて、僕、前には連合審査のときには、ちょうどその問題の平成22年の7月に出て、8月か9月に廃棄物処理委員会がされていて、そのときの議事録も持ってきてやりとりをさせてもらいましたけども、過去のこういう6回、7回の分が全部がそのときの決算委員会の資料には一切書かれていない。だから、それはきちんとこういった資料の中にも、これ以外に報告している以外にも検査をしているのであれば、全てを出せとは言いませんけれども、その中で1回数値がはみ出たと。それについては追加の検査を5回、6回やって安全性が確認されているという報告がされてしかるべきだと思うんですよ。そのときの話、ここで誰もわかる人はいないんじゃないかなと思いますけど。そこの議会との関係でも、今回のダイオキシンの問題の灰溶融をとめるときの検査ですよね。あのときで出た数値の問題は、ある意味では議会との信頼関係を根本から損ねてしまう。

今後の資料のつくり方の問題も含めて、当時なぜこのようなことがされたのか。 ある意味では隠蔽ですわ。問題が起こって、それで、そこをきちんと釈明しようと 思えばこれだけの資料を出さなければいけないのに、ややこしいことは議会の資料 は通常どおりのことで、法定検査だけでいいわと。これだと、議会との関係ではま ともな審査も成り立たない、そういうふうに思うんですけども、そこは過去の問題 ですから、言うても、それは、知らんとは言わないけど、詰め切れる話ではないん ですがね。そういう問題が過去にやっぱり起こっているということについてはどう 思われるのか。

今後、そこは衛管のここのダイオキシンのことだけじゃなくて、いろんな結構詳細なデータを出してもらっていると思います。議会とこなす上ではこの程度にまとめといてもらわへんと、こんな分厚いデータ集みたいのをもらっても僕らはよう見んと思うけれど、そこのところが少なくとも異常値が出たときの対応であるとか、そういったものはやっぱりきちんと、午前中法令遵守の話をしましたけれども、それと同時に議会との関係でもそこの提出すべきデータ、資料の精査というのか、議会にはやっぱりきちんとそれが反映できるようなデータの作成を求めたいという

ふうに思いますけれども、その点について教えてください。

それからあと、この表 2 3 の数値をずっと見ますと、折居清掃工場とクリーン 2 1、排出ガスはクリーン 2 1 の方がいい数値が出ているんですが、焼却灰と飛灰については折居清掃工場の方が低い数値が出ているんですね。折居清掃工場はもう老朽化した炉です。 クリーン 2 1 はほぼ最新鋭、我々にしてみれば新鋭炉ですわね。そういったところの数値の方がダイオキシンのデータがよくない。後でまた聞きますけど、その点については、折居とクリーン 2 1 のダイオキシン対策のそもそもの違い、構造上、それから、発生を抑制するための機械装置の具合とか整備具合、そういったものも含め、どう違いがあるか教えていただきたいと思います。

関連しますけども、クリーン21の場合には灰溶融炉をとめた関係で、実はダイオキシン対策ということでいえば、焼却灰と飛灰を灰溶融炉で溶かしてダイオキシンが仮に発生した場合でも再度ダイオキシンを分解する、そういう過程を持っていたのが灰溶融炉ですけれども、エネルギーを大変消費するとかいうこともあって灰溶融炉をとめたということなんですが、ある意味では、もともとのその設計からすれば、ダイオキシン対策では一段階省略した形になっているんじゃないのかなと思うんですね。これがさっきも言ったように、折居清掃工場とクリーン21のそのデータの違いに出ているんだと思いますけども、そういうことから考えたときには、改めて灰溶融炉をクリーン21でとめた関係から、新たなダイオキシン対策を講じておく必要があるんじゃないのか、ちょっとそういうふうにこの間ずっと考えていまして、その点について新たな設備の設置等、どう考えておられるのか。

一応午前中の冒頭の説明で、フェニックスには焼却灰については運び込めるということになって、とりあえず最大の危機はちょっと遠のいたのかな。でも、まだ飛灰については決着がついていないわけですから、飛灰にしても量的には少ないのかなと思いますが、たまり続けるのは事実なので、一定腰を据えた対応がダイオキシン対策は要るんじゃないのかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

それからあと、ついでですが、先ほど冒頭に管理者の方からの説明であったのかな、焼却灰の受け入れがフェニックス、解禁されたということですけれども、一定マスコミには説明もされるんでしょうけども、改めてちょっとそこのフェニックスとの焼却灰の受け入れに関してのことはもう少し丁寧に説明をしていただけないかなと思います。

それから、奥山の排水処理施設の関係では、34ページになりますけれども、平成26年の9月から排水処理施設は整備して稼働するようになって、それの運転状況ですね。処理水の量とか、それから処理をする前後、前後がわかるかどうかあれですが、処理後の水質でも構いませんし、そういう水質の問題とか運転経費の問題とか、そのあたり、概略を教えてください。

それからあと、去年保健所から指導を受けた後、先ほどの質問で出ていましたが、 浸出水の処理委託業務の業者の選定について、業者の選定基準と期間と単価、契約 金額を教えてください。

入札の関係についていえば、それは奥山排水処理施設浸出水運搬及び処分業務委託ということで、ホームページで出ている入札結果のデータには3回入札なりがあって、最初、見積もり合わせ、次は特別指名、随意契約、一般競争入札と25年度内は推移をして、今年度については4月から6月末までが見積もり合わせで契約を

されていて、いろんな形態をとれているんですけれども、そのあたり、どのようになっているのか。

先ほど聞いたのは選定基準と期間、単価、契約金額。よくわからないんですよね。 普通、突発的に見積もり合わせとか随契でやって、その後だんだん一般競争入札で いくのならわかりますけど、4回とも全部違う形態になっているんですね。25年 度の最後の方には一般競争入札でやった後に、26年度はもう一遍見積もり合わせ になっているんですよね。普通はだんだん見積もり合わせで一般競争入札にします というのが午前中の答弁なんかでもその趣旨だったと思いますけれども、いろんな 形になっているので、その辺も事情がわかればちょっと教えてください。

それからあと、瀬戸内海環境保全法の上で、クリーン21長谷山と奥山処分場は特別施設、特定施設、どっちやったっけ、という位置づけで、奥山処分場については特別に三郷山に比べて厳しい排水基準になっていますけれども、その点では、今後、とりあえず施設の更新はしたということですが、別にごみ焼却炉からの水が入っているわけではなく、埋め立て処分をした水を処理していて、何ら三郷山の施設と構造上、役割上は変わらないけれども、特別にそこは厳しい水質基準を受ける位置づけになっていますけども、その点については法律上特定施設、特別施設、ちょっとどっちか忘れましたけど、そこを分離して一般の埋立処分場としての施設にしていく、そういうことは今後可能なのかどうか、その辺を教えてください。

最後に、ごみ収集事業の全般についてですが、ごみ収集の許可業者の考え方なんですけど、法律上はごみ収集については許可業者制をとっていますけれども、今、衛管の管内で許可業者を敷いているのは八幡だけだと思うんですね。その辺は、法的にはいろんな読み方をされて、そういう変則的な形になっているんだと思いますが、法律の遵守ということが言われている中で、今後、許可業者の見直しとかどう考えて、法律上まずどういうふうに位置づけているのかということを教えていただきたいんと、衛管管内での許可業者の状況、自治体ごとの状況を教えていただきたいのと、それから、法律の関係ではどういうふうにこの問題を捉えるのか教えてください。

以上です。

○鷹野雅生委員長 川島課長。

○川島修啓施設課長 まず、私の方からは、成果説明書18ページの下水道投入の根拠と関係方面との調整、コンサル費用、それと、19ページの沢2清掃工場解体事業についてのご説明をさせていただきます。

まず、下水道投入についてですけれども、成果説明書記載のとおり、コンサルタントを活用しまして、し尿処理におけます現状把握、将来予測などを行いまして、いわゆる3つの方向性を調査していただきました。その結果、費用対効果、それと、し尿及び浄化槽汚泥の性状変化に対する対応性、あと、環境に対する影響も小さいというような報告を受けましたので、下水道投入がベターであるということで報告を受けております。

また、先ほども申し上げましたが、これまで、し尿処理能力を超えた余剰分について、一部ですけれども下水道投入によります委託処理を行ってきた実績も踏まえ

て、当組合の整備方針としては下水道投入を前提にということで、ただ、相手側が あることですので、組合単独でなかなか決定できる事業ではございませんので、今 後、関係機関と協議を進めていきたいというふうに考えております。

それと、関係方面との調整ということですけれども、前回と同様に、最終はお隣の流域というような形でなるのかなというふうに考えておりますので、まずは京都府との調整が必要となりますし、それと、全量投入となりますと、今、京都府内におきまして既に全量下水道投入を行っておられる団体がございます。その実績では、公共下水道に接続後、流域下水道において処理をされているような状況でございます。このことから、当組合において公共下水道を所管する自治体は八幡市さんになりますので、今後は八幡市さんの方にも相談・協議をさせていただきたいなと考えております。

それと、コンサルの費用でございますけれども、指名競争入札でさせていただきまして、費用の方は472万5,000円ですね。委託先はキタイ設計株式会社京都南事務所ということでございます。選定方法ですけれども、建設コンサルタントの許可をお持ちで組合の方の廃棄物業務を希望されておりまして、同時に、下水道部門と廃棄物部門の登録を持っておられて京都府内に本店または支店を持つ12業者に指名をかけさせていただいております。

それと、19ページですけれども、沢2工場の1回目、2回目の入札の関係ですけれども、1回目の入札につきましては、平成25年1月10日に一般競争入札の告示・公告を行いまして、2月26日に入札予定としておりましたが、入札参加資格において入札参加業者が1者ということになったことから、解体工事は特にいついつまでに期限を持って実施し切るという事業ではございませんし、競争性の確保の問題から、入札の再構築を行わせていただいたというものでございます。

2回目の入札につきましては、平成24年度予定分、今回決算の方にも載っておりますけれども、繰越明許の設定をさせていただきまして、入札の再構築を行っております。3月18日に一般競争入札の告示・公告、5月15日に入札を執行いたしました結果、1億5,645万円で落札をしたというような結果でございます。

○鷹野雅生委員長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 私からは、3つ目にございました折居清掃工場の排ガス事案の総括がどうであったのかということと、それから、冒頭管理者が報告しました今現時点での焼却灰のセンターへの搬出が再開できるということについてちょっとご説明いたしますが。

折居清掃工場の排ガス発生事案につきましては、これまでから連合審査会等々にご報告しましたように、最終的には25年10月21日に関係職員、工場長、工場長補佐、担当技師につきまして、一定の地方公務員法上の懲戒処分である減給なり、事実上の矯正処分である訓戒などをしたところでございます。あわせて、管理監督責任といたしまして、当時の部長なり副工場長にも戒告や行政上の処分としての訓戒をしたところでございます。

それから、管理者につきましては、管理者、副管理者及び専任副管理者それぞれ につきまして、給与報酬の10分の1、1カ月に相当する給与を減額させていただ いて、10月22日に関係条例の議決をいただきました。あわせて、この問題を契機にいたしまして、調査委員会を設けまして、こういったことが起こった背景、そしてまた、具体的に事故の原因、そして、今後どういったことが課題であるのかということにつきましては、調査委員会から報告を受けまして、ご報告をさせていただいたところでございます。職員の技術継承への課題、そしてまた、コンプライアンスの徹底であるとか、そういった内容の報告を受けまして、一応この件につきましては基本的には事案として終わっておると。

ただ、ご指摘のように、その後いろいろなことも相次いで起こりまして、そういったことを含めまして、当然、事故調査委員会等で報告を受けたことにつきましては、基本的にはどの事案にも共通する事案もございますので、それも受け、今年度から管理者直轄組織としての安全推進室を設置して、そうした職員意識の改革なり、技術継承なり、コンプライアンスの徹底に取り組んでいると、こういうことでございます。折居工場の排ガス事案につきましては、一応その件につきましては総括は終わっておるというふうに考えております。

それから、今問題になっておりますクリーン21長谷山でのばいじん処理物から 基準値を超えるダイオキシンが出た件で、4年前の事案、そしてまた、今年6月に おける計測においても出たことに対しましては、ばいじん処理物と焼却灰の搬入の 停止をずっと6月23日以降受けております。

ただ、センターの方では、我々とセンターの契約上は、こうした基準を超えるものが搬入された場合には廃棄物の搬入を停止しますよという廃棄物の搬入停止という規定がございますので、廃棄物の中にはばいじん処理物も焼却灰も全部入りますが、いろいろセンターの方にも我々の事情も説明し、現状の保管状況も説明し、焼却灰につきましては搬出工程が全く異なりますし、これにつきましては4年前も現時点も何ら基準は超えておりませんので、何とか焼却灰について今の保管状況の現状もご理解いただいて、搬入が再開できるようにお願いをこの間してきまして、本日冒頭で管理者の方がご報告しましたように、搬入再開の見通しがようやく立ったということで、これから搬出等の手配をする関係もございますので、準備が整い次第搬出をすると、こういうことでございます。

ただ、基本はばいじん処理物からの基準値超でございますので、そういった意味では解除になったということにはまだなってございません。当初区分されていなかったものをばいじん処理物と焼却灰と一応区分していただいて、こっちの部分につてはいいだろうということで搬入先ができると、こういうふうになった次第でございます。

○鷹野雅生委員長 太田施設部長。

○太田 **博施設部長** 私からは、折居工場とクリーン21長谷山、こちらのダイオキシン対策の違いはあるのかというご質問にお答えさせていただきます。

まず、ばいじんの排出方法の適用ですが、ご承知のように平成12年1月15日 ダイオキシン類対策特別措置法施行時点においての既設炉、ここに該当しますのは 折居清掃工場、こちらの工場のばいじん搬出におきましては、従来より採用してお りました酸抽出方式、これを採用しておりますので、基準値の適用除外ということ になっております。

では、そのダイオキシンの対策についての違いは何かということでございますが、 折居清掃工場につきましては、ダイオキシン対策、これは新ガイドラインが平成9 年1月に策定されまして、その後、平成11年から13年の3カ年にかけましてダ イオキシン応急対策工事を行っております。その中で、委員ご承知のようにEPか らバグフィルターに、バグフィルターの後に熱分解装置、いわゆるハーゲンマイヤ ーといいますが、そういう装置をつけまして、ダイオキシンのばいじんからの発生 を抑制しております。

クリーン21につきましては、先ほどもご質問ありましたように、溶融、それにかわるわけではないんですが、熱分解装置もしくは溶融設備、これがダイオキシンの抑制にとって一番大きな効果がある設備であるということを特に言われていまして、更新のクリーン21には溶融設備を設置いたしました。

これを取ったから、休止したからその影響があるんじゃないかというご質問でございましたが、そもそもクリーン21長谷山清掃工場と折居清掃工場、ここのシステムには大きな違いがございまして、燃焼方式については、両工場ともストーカー方式でありまして同じでございます。ただ、築炉の年代が違いますので、構造上大きな差がございます。折居清掃工場は湿式、クリーン21は乾式となっておりまして、炉の密封性にも大きな違いがございます。また、燃焼システム、いわゆるACC、自動燃焼制御システムでございますけども、ここにも大きな違いがございまして、折居工場のACCはいわゆるフィードバックシステム、設定した値に対して計測して返ってくる値と、それによって補正をすると、これのみでございまして、これは蒸気量を設定いたしますと、その結果が得られるように計測して補正操作を繰り返すと。この値を求めるためには、いわゆるダンパー、空気量調整をしまして燃焼を行う、そこにCO等の排ガスの制御はここでは組み込まれておりません。当然ながらそれは計器を見ながら運転員が判断しながら手動で操作していきます。

一方、クリーン21長谷山につきましては、ACCという基本操作は同じでございますが、その上にシーケンス制御というのが組み込まれておりまして、蒸気量を設定し、その値を出すための燃焼状態に自動操作することには変わりはないんですが、例えば排ガス設定値に対する燃焼空気比、また、局所局部に定められたプログラムの中で機器を自動制御するというようなシステムが組み込まれております。このシステムは、プログラムされた制御関係の値が順序に従い作動いたしまして自動燃焼制御を行いますもので、例えれば家庭にある全自動洗濯機とかエアコンとか、設定に応じて全て自動制御するということでございます。

それから、では、どうして熱分解装置、これがついていないのかということでございますが、灰溶融を休止いたしますときにもプラントメーカーサイドも全ていろんな状況から検査もいたしておりますし、設計時、研究所の方でも調査した結果、灰溶融炉を休止しても、溶融設備が稼働しているときのオーバーホール時、その場合には溶融設備を使用しませんので、現在の使用形態の状態であっても問題はないという見解でございます。クリーン21にはこの先も熱分解装置を設置しようという検討は、現在のところ行ってございません。

以上でございます。

- ○鷹野雅生委員長 親見グリーンヒル三郷山所長。
- ○親見善人グリーンヒル三郷山所長 私の方からは、奥山排水処理施設復旧後の9月 分の排水処理施設の運転状況について説明させていただきます。

9月分の浸出水の処理量につきましては、日量約88㎡の浸出水を処理し、月で換算しますと2,638.5㎡の処理を行っております。処理後の水質につきましては、pHが8.0、生物化学的酸素要求量(BOD)1.1、化学的酸素要求量(COD)6.5、浮遊物質1未満、大腸菌群数ゼロ、窒素含有量は1.0、リン含有量0.03となっており、いずれも排水基準を適合している結果となっております。また、排水処理に係る経費につきましては、主に直接経費といたしまして電気代、薬品代、水質分析比等の経費といたしまして65万8,000円を要しております。

○鷹野雅生委員長 橋本課長。

以上です。

○橋本哲也財政課長 私の方から、1つ目は、居清掃工場での2事案、排ガスのデータ改ざんといいますか、基準値を超過した排ガスが出た部分についてと、それから、バルブ閉め忘れに係る経費という形の説明をさせていただきます。

成果説明書・事項別明細説明書を見ていただきますと、61ページ、こちらの方に折居清掃工場の事項別を入れさせていただいております。

排ガス事案に係る経費といたしましては、中ほどにございます設備修繕料、この中の排ガス経路及び排ガス処理設備修繕料2,490万6,000円、下の方に行きまして、設備点検整備等委託料のガス洗浄塔及び煙道等点検整備委託料、右の方に行きまして、62ページ、処理施設の改修整備に要した経費の上から4つ目、塩化水素濃度計設置工事、こちらの方が排ガス事案に係る経費となっております。この経費につきましては、全て組合負担の経費というふうに考えております。

次に、バルブ閉め忘れによる冷却水に関しての事案でございますが、61ページ、設備修繕料の上から4つ目、工場排水処理設備改修修繕料609 万9,000 円、こちらの方と、62ページにございます真ん中ほど、設備の機能状況等の測定に要した経費の一番下、水質分析等業務委託料531 万9,300 円、こちらの方が冷却水に関しての経費となっております。これのうち、水質分析等業務委託料につきましては、ページでいきますと49ページ、雑入の項目の雑入の説明欄を見ていただきますと、下から2つ目に水質分析等負担金、同額の531 万9,300 円がございます。こちらの方はプラントメーカーからの負担という形で雑入受けさせていただいております。修繕に係る経費につきましては組合負担というふうに考えております。

次に、保健所から指導を受けた浸出処理の委託業務の業者選定についてでございます。委員ご指摘のように3回契約行為を行っております。

まず、1回目、期間でいいますと9月10日から10月31日、こちらにつきましては、緊急的に早急に実施するという必要がございましたことから、見積もり合わせによる随意契約、こちらにしております。選定の基準といたしましては、当組合の指名登録業者中、産業廃棄物廃アルカリ、こちらの方の運搬許可を有している

者で本業務を緊急で実施できるという者を選定させていただいております。単価につきましては、契約の方は単価契約で実施しておりますので、運搬費用がキロ当たり4円、処分費用がキロ当たり13円、こちらの方で契約しております。ともに税別となっております。

その後、幅広く業者を選定する、競争要因を働かせるという意味で一般競争入札をするという形の方針をとりましたので、そちらの方の、実際に3回目の契約になりますけども、11月25日に入札を行っております。その準備のために期間を要したこともありまして、11月1日から12月8日につきましては、1回目に実施しました見積もり合わせによる契約をした業者、こちらの方と特別指名による随意契約を行って、12月8日まで引き続き契約をしております。

一般競争入札を11月25日にいたしまして、期間としましては、12月9日から3月31日まで、一般競争入札ですので応札していただいておりますので、選定としては同じような形になっています。契約金額につきましても、同じく単価契約で、運搬費用がキログラム当たり3円、処分費用につきましてはキログラム当たり13円、こちらの方で入札を行って契約しております。

引き続き、26年度事業になりますけれども、4月1日からは見積もり合わせだということですけれども、その前の契約は3月31日まで実施しておりまして、引き続き4月1日から業務の方を間をあけることなく実施する必要がございましたので、平成26年度の準備的行為という形で見積もり合わせを実施し、4月1日付の契約という形で契約を行っております。指名選定理由につきましても、当初と同じ、登録業者中、管内に本店または支店を有し、廃アルカリの収集運搬の許可を有している者及び今回やりました一般競争入札に参加した者、こちらの方を選定理由としてさせていただいております。

26年度につきましては、4月1日から6月30日まで、こちらを契約期間といたしまして、運搬費用がキログラム当たり5円、処分費用がキログラム当たり7円、ともに税別でございます。この契約となっております。

以上でございます。

- ○鷹野雅生委員長 川戸クリーン21長谷山副所長。
- 〇川戸辰也クリーン21長谷山副所長 私の方からは、瀬戸内海環境保全特別措置法 上のクリーン21長谷山と奥山処分場の位置づけについてのご質問にお答えいた します。

瀬戸内海環境保全特別措置法におきましては、水質汚濁防止法で規定されております特定施設で、焼却炉などが当たりますが、こちらの設置等について許可制とされているところですけども、具体的な排水規制等につきましては、水質汚濁防止法の規定によることとされております。

こちらの水質汚濁防止法においては、特定施設を設置する工場であるとか、事業場、こちらの方を特定事業場というふうに呼んでおりまして、特定事業場から公共用水域に排出される水を排出水として排出基準が適用されることとなっております。したがって、クリーン21長谷山の場合、特定施設の一般廃棄物処理施設である焼却施設、こちらの変更に当たりまして、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく

許可が必要になりますが、この特定施設を設置する事業場である長谷山エリア、こちらは奥山埋立処分場も含む長谷山エリア一帯が特定事業場として排水規制を受けているということになります。

なお、奥山埋立処分場につきましては、瀬戸内海環境保全特別措置法では、そちらの事業場としての適用は受けるのですが、それと関係なく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきます一般廃棄物処理施設の届け出、こちらの方を行い、同法の規制を受けているものであります。

○鷹野雅生委員長 川島課長。

〇川島修啓施設課長 私の方からは、最後、ダイオキシンの公表の関係と許可制のことについてご説明をさせていただきます。

ダイオキシン類の測定につきましては、年に1回以上測定・報告が義務づけられておりまして、その測定結果につきましては報告をいたしまして、成果説明書の方にも記載をさせていただいているところでございます。

今後についてですけれども、委員ご指摘のとおり、今回の事案を踏まえまして、 来年度からばいじん、焼却灰については複数回測定をすることとしておりますので、 その測定結果については公表を行っていきたいと考えておりますので、ご理解をよ ろしくお願いいたします。

それと、許可制のことですけれども、まず、法的な問題ということで、廃棄物の処理清掃に関する法律第7条において、「一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない」というふうに定められております。また、市町村長は、当該市町による一般廃棄物の収集または運搬が困難であること、それと、許可申請の内容が一般廃棄物処理基本計画に適合するとともに、一定の処理能力を有し、かつ関係法令等で定める諸条件を満たしている場合に限って許可を認めることができるというふうになっております。

あと、管内の許可の関係ですけれども、先ほどおっしゃいましたように、管内では、八幡市を除き、ほかの2市3町さんは許可制は導入されておりません。法的にということですので、先ほど申し上げましたように当該業を行おうとする区域を所管する市町村長の許可を受けなければならないというふうになっております。 以上でございます。

- ○鷹野雅生委員長 資料の関係は終わりましたかね。
- ○山本邦夫委員 4年前の決算委員会の資料はどうやねんというのは答えられる? 難しいのやけど……。
- ○鷹野雅生委員長 竹内専任副管理者。
- ○竹内啓雄専任副管理者 決算の成果説明書なり決算として、それを載せていたか載せていなかったかという以前の問題があろうかと思いますので、当時としては、3.

8が一旦出たけども、何回も、あと5回ぐらい検査して、基準値以下であったので、これは一過性のものだろうと判断したことがまず1点ありますし、それから、先ほど施設課長が申し上げましたように、法律上はダイオキシンも含めて、大気、排ガスとか、それから水とかも全て検査をしなさいよと、それはやればちゃんと届け出なさいよということで、我々も、年1回以上となっていますけども、実質年1回、大半のところは年1回ですけども、それをやったものについては決算でも報告させていただきます。

そのほか、検査でも随時いろんな検査をやっておりまして、ダイオキシンに関してばいじん処理物、それから焼却灰だけを当時やったんですけども、それ自身は特別それは法定じゃなしに、排ガスも何も全部やりなさいというのが法律の規定ですので、ある特定の目的で特定のものだけを検査するというものについても、もちろんそれはお金を使ってやっておるわけですけども、それは全部入れますと膨大なものになりますので、当時の意識としてはそこまで上げるという意識はなかったのかということだろうと思います。ただ、問題はそれとは全然違う次元の問題です。

今後は、先ほど川島が申し上げましたように、今後の改善策として、ばいじん処理物なり焼却灰だけでも年複数回やっていこうと。当然それはまたいろいろ公表もして、また、決算書等にも反映をさせていけたらとは考えております。

以上でございます。

○鷹野雅生委員長 山本委員。

○山本邦夫委員 たくさん聞いたので、絞っていきますけど、まず、し尿の関係で、下水投入が望ましいということで、基本的には現時点ではまだ、今後も府なりどこかとかね。国は要らんのかね、その協議は。その協議を進めていきたいという話ですので、あんまり進展していないのかなと。それで、今後必要な協議は、府とは当然ですけれども、国の関係は要るのかどうかということの確認と、それから、クリーンピア沢のあそこも、僕がここに来るようになってから更新をして、いつやったかな、比較的新しいですけど、それでも大分たっていますから、耐用年数とか老朽度という点では、今後の沢がどの程度もつのかという中で答えを出していけばいいことかなと思っているので、その辺のクリーンピア沢のそういう施設としてのキャパというか、耐用年数と老朽度についてちょっと教えてください。

それから、沢2の話は、細かいことを聞けばもういいですわ。

それからあと、ダイオキシンの関係ですけど、要は、いろいろ説明してもらったんですけど、折居と長谷山の話。ぶっちゃけて言えば、何でそういう折居よりも、 灰溶融を取っ払ったけれども折居の焼却炉の状態であるとか、いろんなその監視システムとか、そういったものがすぐれていますよということをるる説明されたんだと思うんですが、結果として出たデータは、ここで出てきているデータでも、なぜ 老朽化している折居の方が数値は桁違いに低いわけですよね。

だから、要するにハード面の、逆ならいいんですよ。古い方が、精度が劣っている炉の方が高ければ何もそんなことを言いませんけども、精度が高いと言っている炉の方がデータが高いんだから、今後またそれは、折居はいずれにしても数年で更新ですからいいですけど、長谷山については今後ずっと運転していくわけで、その

ハード面の整備が本当に必要ないのかと。

例えば日立造船が灰溶融炉をとめるときに、とめても問題ないという話は、僕らもここの衛管の場で4年前の問題、変なデータが出たときのそれのデータを我々に知らすことなく、灰溶融炉をとめても大丈夫ですという説明が当時はされて、それならとめましょうということで我々も同意をしたわけですよ。個々の案件について同意したわけでもないですけどね。全体としては了承したと。その了承、環境省に届け出をするための委員会の場でそういう説明をされているわけですよ。ところが、そのときに議論の前提になるデータが隠されていたわけですよね。同じ時期に決算委員会の資料も同じように隠されていたわけですよ。議会にも報告されずに。そのときの日立造船の説明がそのまま受け取れますかと。灰溶融炉をとめても大丈夫です。大丈夫だったらこんなことになっていないでしょう。そんなことを幾ら繰り返されても誰も信用できないから、それで、今後の対策ということで言われてもということは一切ないでしょう。

今、今日新しい話としてあったのは、ばいじんについては複数回の調査をすると、検査をすると。公表しますという話は新しい話として確認しますけれど、基本的には、ダイオキシン対策が数値としてはおさまっているけれども、数値だってこれ、四六時中自動監視したデータが流れてくるわけではないでしょう。年に1回、ちょっと4カ所でとるんですか。とって、がちゃがちゃっとまぜて、そのデータを見て、これ、大丈夫ですというある意味ではざるみたいな検査でこれだけひっかかっているんですよ。4年前でもひっかかって、今回でも検査したらフェニックスでとめられたわけでしょう。ある意味では検査の精度から見たときに、ダイオキシンというのはもっとこれ、たまたま4年間に2回出たものを検査で拾ったわけじゃないんですよ。もっと出ているのがたまたま何回かの検査で、年1回の検査とかそんなのでひっかかっているんだから、これはかなりの頻度で出ているというふうに見ないとだめなんですよ。

日立造船が大丈夫ですと言うのなら、全面的に日立造船に今回責任をとってもらったらどうですか、そこまで言うのなら。そんなことを前提にしてやっていたら、これ、いつまでたってもフェニックスはばいじんを受け入れませんよ。だから、基本的期には、なぜダイオキシンがどこで発生するのかというメカニズムをきちんと解明をして、そこに対する対応をしなければ、科学的対応をしなければ、この問題はいつまでたってもそれは出ないじゃないですか。あとやるのは、灰をまぜて均質化したら出ないでしょう、きっと。でもピンポイントをとったときにたまたまこういうものが出てくるときがあったから、まぜてしまえばおそらくこういうのは出ないんですよ。でも、量としてはどこかで出ているわけですよ、これ。

だから、その辺のとこは、どうもいま一つどこまで今回の事態を深刻に受けとめておられるのかなと。今回の事態が発覚する前の日立造船の説明を幾らうのみにしてメーカーは大丈夫ですと言ったって、それで出ているんだから、そこのところを何で掘り下げないのかいまだに不思議でね。そのために必要な設備投資をすればいいわけじゃないですか。熱分解をする装置が要るのであれば、3カ年のダイオキシン対策のときもかなり政府は強引に、長谷山はもう数年で廃炉になりますよというのでもつけろと言って、つけて、補助金をもらって、それを壊して、補助金の適化法も適用されて、本来やったら返還せないかんけども、国もそれは国の施策の中で

のあれとして補助金の返還をしなくていいという措置をとって今のクリーン 2 1 長谷山はあるわけですよね、そこは。

そうであれば、例えば今、灰溶融炉をとめて、重要なダイオキシンを食いとめるための1つのプロセスの装置なんですよね。それだけじゃないですよ。ごみの埋め立て残土の減量化ということも一方ではありますけども、それを取り外したときにかわりの措置というのは何らかのものが要ったんじゃないのかと。そのとき、4年前のときは、これで大丈夫ですという説明を信用して、そうですかということで我々も了解をしたけれども、結果としてはそうじゃなかったんだから、そこに立ち返ってダイオキシン問題をもう一遍一から考えないと、この問題は、フェニックスは、おたく、そんなことで設備投資もしていなければ令後も出る可能性があるんじゃないんですかと。明らか運転操作のミスがなければね。あれは別ですよ、高島みたいに。そんなとこがあるのやったら、ここを改めましたということが言えるけれど、衛管の場合はそれも出ないわけでしょう。そしたら、あとは装置とごみの要因に求めるしかないじゃないですか。機械装備、いろいろあるけれど、簡単な話、ごみを燃やしているだけの話なんだから、ごみの成分か、あとは、最後の最終工程でダイオキシンを処理するための工程をどうするのかということをしっかりと何でそこを考えないのかなと。

6月からでしたっけ、3カ月、4カ月たって、僕らみたいに素人でもその辺のことはもう。幾らダイオキシン対策に金がかかるといったって、たしか折居と長谷山それぞれにダイオキシン対策をつけたのが2カ所で18億か19億でしょう。それは10億ぐらいかかるのかもしれないし、もっと簡単な設備でできるのかもしれない。そこのところも含めて、原因のメカニズムの究明と、一方ではその対策をね。考え方としては非常にシンプルなんですよ。そこのところはもう少し、今答えは出なくても、来年度の予算に向けて一定のことを考えていくということがなかったら、普通フェニックスは受け入れないんじゃないですか、そんなの。何の対策も打ってないに等しいんだもの。そこのところはちょっとトータルな考え、現時点でお示しいただける考えをもらえればと思います。

あと、奥山の浸出水の処理の業務委託の関係なんですけど、これ、単価がもともとキログラム17円でスタートして、9月、10月、で、12月8日までは17円で来ているんですよ。一般競争入札して、1円下がって16円になって。年度末に見積もり合わせをやって、一気に12円まで下がるんですよね。これ、ある意味では16円、17円の水準が12円まで下がったら、単純にこれで全て掛け算していいのかどうかわかりませんけど、午前中もこの処理水の業務委託の費用の数字が出ていたので、7,600万ぐらいでしたっけ、の費用ですけど、これ、単純に単価だけで計算したら、17円を12円まで下げて当初からスタートしていれば、これ、2,000万ぐらい違っているんですよね、金額的には。その計算でいいのかどうかというのはありますけど、12円で単価を計算した場合と17円で計算した場合に、実際に月当たりでどれぐらい違ってきているのか教えてください。

それから、7月1日から、4月1日からはもう試験稼働か何かでもう処理水の移動は発生していないのかな。そこの7月1日以降のことも含めて教えてください。だから、その辺は入札の精度の問題で、結構、単価の変動がわずか数カ月で17円から12円ということ、大きいんですね。10円単位のことでいえば、それはそれ

でちっちゃい金額かと思ってしまうんですけど、それは何千万の基本の単価になってくるとすれば、1,000万、2,000万の違いになってくるんですけども、やはり午前中も言いましたけれど、一般競争入札、競争性の問題とかいうようなことで、もう少し入札の改善努力というのはできるんじゃないかなと思いますが、その辺もあわせて教えてください。

以上です。

○鷹野雅生委員長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 クリーン21長谷山のダイオキシンにかかわる施設的な点でございますけども、これは先ほど施設部長も申し上げましたように、そもそも灰溶融炉があれば出ない、なければ出るというような設計ではございません。灰溶融炉を停止しても飛灰は飛灰としてきっちり処理できるという、こういうような設計でございますので出ないのが当然と。ところが、4年前にそういう灰溶融炉停止に当たっての検査のときに3.8が出た、これは事実でございますが、あと5回ほど検証いたしまして基準値以下であったので、その当時は一過性のもの、何らかの異常値なんだろうという判断をした。これをきっちりと届け出なかったことは、これは問題があるし、ここのところについては何も言いわけをするつもりはございません。ただ、先ほど委員がおっしゃいましたように、たまたまとったから出た、まぜれば出ないんだというような捉え方もいたしておりません。

それと加えまして、本年6月17日、センターの抜き取り検査でやはり出たということで、その時点で共通項として、4年に1回のバグフィルターの交換直前にどうもどちらも出ておると。今回の事案をいろいろ分析いたしましたら、フィルターに大量に経年堆積したばいじん処理物が落下した。落下したことを示す客観的なデータもあるということで、現象面ではこれが原因だろうということで、中間報告的に委員会に報告し、センターにも報告しました。これが現象面です。

だけども、当然、じゃ、なぜ経年堆積でそれだけの高濃度なものが堆積するんだと。それはどうなんだというのは、これは発生過程の問題でございますので、そこのところは我々としても、メーカーの見解、そして専門家の見解も加えて、早急に取りまとめてセンターの方にご報告する予定にしておりますが、現象的にはそういったことが原因だろうという考え方に立っておりますので、ろ布に付着するばいじんを払い落とす空気というんですか、空気を吹きつけて払い落とす、この設定をさらに引き下げて、堆積しないようにするような手だて、あるいは定期点検中に休止しているときには、きちっとばいじんのろ布の固着状況も点検して、その都度検査をすると。測定も複数回やっていこうと、このようなことを今対策をとっておるわけです。

そういったことで、現象面としては起こった原因はほぼそういうことであると考えておりますし、そこになぜそういうふうにして固着するのか、それは当然灰溶融炉がなくても出ないというのが設計でございますし、そこのところをきっちりと整理していきたい、こんなふうには考えております。

以上です。

- ○鷹野雅生委員長 川島課長。
- ○川島修啓施設課長 し尿の関係の方ですけれども、なかなか進展していないなというご意見もちょっとあったんですけど、何とかやっと関係機関と協議を行っていこうという段階にこぎ着けたという形でございますので、今後協議ということですので、国とのかかわりについては現段階では明らかになっておりません。今後明らかになってまいります。

それと、耐用年数ですけれども、コンクリート造は35年ということで、設備改修をしておれば、35年対応ということですので、9年度竣工ということになりますので、平成44年度ぐらいまでは使用可能かなと判断をしております。

- ○鷹野雅生委員長 親見所長。
- ○親見善人グリーンヒル三郷山所長 先ほどの7月以降の排水処理の処理水についてお答えさせていただきます。

当初、外部処理につきましては、26年度におきましては4月1日から6月末を契約期限といたしておりましたが、当初の考え方といたしましては、6月末をめどで改善命令・措置命令の履行の確認を受けるというふうに考えておりましたが、改善報告書及び措置報告書の内容体裁を整えるのに時間を要しまして、契約期間の6月末以降の改善命令及び措置命令の履行となる可能性になりましたので、契約を9月末まで延長いたしました。

その間におきます処理水につきましては、埋立処分地、現場に調整池を設けまして、処理水を循環しておりました。また、同じく試運転を兼ねて実施しておりました。

以上です。

- ○鷹野雅生委員長 橋本財政課長。
- ○橋本哲也財政課長 17円、16円が12円であったらと、ちょっと月ごとは出せておりません。総トータルで積算させていただきますと、仮に12円という形で契約しておりましたら、5,550万相当だったというふうになりますので、差額にいたしますと2,000万程度差額があったものというふうに考えられます。
- ○鷹野雅生委員長 山本委員。
- 〇山本邦夫委員 もう収束させますけど、ダイオキシンの問題については、今メーカーの方の見解も、メーカーは4年前は大丈夫ですと言うててこういう事態になっているんだから、メーカーの責任は結構重いと思うんですよ。そこのところは、それと、組合としてのいろいろ検討も、質問としては、どういう流れで作業をしていていつまとめるのかということ、結構そこがフェニックスとの関係でも大きな要素なのかなというふうには思いますけど、今、焼却灰とばいじんの違いについては、違うんですと一生懸命説明されて、情状酌量みたいなところもあるのかなと思います

けど、でも、やっぱり根本的には飛灰のところの問題は解決していないし、対応も していないんだから、前に行くはずがないんですよね。現に出ているんだから、数 値として。だから、そこのところはきちんと科学的な対応が要るかと思いますけど、 そのあたり、どういう時期にまとめられるのかなというのを教えてください。

これについてはバグフィルターから落ちてきて云々と言うけども、バグフィルターで最終その燃焼ガスをいろいろ処理する中でダイオキシンが少なくとも発生している、またはバグフィルターの中でダイオキシンの再合成過程がそこにあるわけでしょう、必ず。だからそこにたまるわけで。それは本来この予備的措置としてフィルターで最後食いとめる関門のはずなんですが、それがたまったものが落ちてくる。

固まって落ちてこようがぱらぱら落ちてこようが、そこにダイオキシンが一定の 量が存在、濃度かどうかは別にして、絶対的な量としてはダイオキシンが発生をし ているのは厳然たる事実であって、そこのところはその処理だけで万全でいいのか ということなんですよ。結局それは衛管の場合には埋立処分地に持っていくわけで すからね。そこにダイオキシンが一定の量で入っていれば、その量がクリアできれ ばいいけど、クリアできなかったら持っていけないということは、絶えず今後の、 どんな運営をやったって今のままではその問題は起こってくるわけで、だから、熱 分解の処理の工程を大概設けているんだけど、そこは今はないわけで、そこが必要 なのかどうか僕もよくわかりませんけれども、そこも含めてもう少し、フィルター にたまっていようがぱらぱら落ちてこようが、同じ量が落ちてきているんですから ね。一遍に落ちてくるか、ぱらぱら落ちてくるかだけの話でしょう、バグフィルタ 一の説明は幾ら聞いたって。仮にたまっているから問題やったら、そこで再合成過 程があるからなんですよ。そこのところはきちんとわかるように説明をしていただ く必要があるのかなと。だって、ダイオキシンだけがたまるということも普通ない でしょう、そういうことは。そこのところも含めてもうちょっと合点のいく説明、 今要らないですけどね。そういうものはいつ出てくるのかということだけ教えてく ださい。

それからあと、最後、入札の件については、こっちもざっと電卓をたたいたら大体同じような数値でして、例えばこの一連の処理水の運搬という極めて単純な、例えばこれ、入札でもそれは日立造船の設計の根拠を、これ、おかしいんじゃないかと僕ら、絶対言えっこないんですよね。でも、その輸送の問題というのは極めて単純な話で、そこのところで今回の1つの事案を見ただけでも、2,000万からの節減が本来できていたものが、急な対応といろいろあると思いますよ。年度が明けてから安くなっているんだから。でも、そこのところはもう少し契約の体制とか厚くして、そこによって2,000万もお金が浮くんだったら、人を何人でも雇えますやんか。無理な減量をした結果、そこが薄くなっていて、とにかく見積もり合わせやとか、それから随契やとかいうことに走ってしまう1つの要因ってそこにあるんじゃないですかね。その辺はちょっと今後改善はお願いしたいというふうに思いますが、これは要望です。1点だけ。

○鷹野雅生委員長 太田部長。

○太田 博施設部長 先ほどの委員のご質問で、バグフィルターには常に高濃度のダイオキシンが付着したばいじんが落ちとるというような表現にも聞こえたのですが、そもそも性能通りのばい煙から出てくるばいじんですね。これ、フロー通りに流れましても、基準値を超過したようなばいじんは、ぽろぽろであろうが、どかんとであろうが、本来は落ちません。本来設計管理上は基準値超過のばいじんは発生しなく、基準値以下のばいじんであるのが当然でございます。

また、プラントメーカーとの継続中調査を含めての見解の方は、室長の方から詳 しく説明させていただきます。

○鷹野雅生委員長 越智室長。

○越智広志安全推進室長 ダイオキシンの吸着の問題でございますけども、基本的に 先ほど専任がお答えいたしましたように、経年堆積によって、前回の交換から4年 たったバグフィルターのろ布の表面に長年固着したばいじんが大量に落下したこ とが原因であると。この現象面につきましては、大阪のセンターの方もある程度理 解していただけているというふうに思っています。

ただ、先ほど来委員ご指摘のとおり、じゃ、そこで何で高濃度になったのかというそこのメカニズムなりのところをもっと精査をしなさいというご指摘を受けて、そのとおりでございます。したがいまして、私どもといたしましては、まずはそういう堆積が起こらない、基本的には適切に払い落としが行われてばいじんを除去していくということがまず大事だろうというふうに思っております。

一方で、なぜ今度のようになったのかということにつきましては、基本的には活性炭で吸着をするというシステムでございますので、活性炭は冷蔵庫でもございますけども、吸着力が大きいわけですから、時間がたてばたつほどそこにダイオキシンがどんどん吸着してくるということで、濃度的には上がっていくということは当然だろうと思っていますから、だから、そういう長年そこにとどまっていないで適切に除去できるようなシステムをつくっていくということとあわせて、そういう高濃度になった、吸着が起こってくると、濃縮されるというメカニズムはございますけども、それにしてもやはりどういう工程でどういう現象でもってどういうふうな例えば再合成の過程があって高濃度になってきたかと、そこのメカニズムについてはさらに精査するよう、これはプラントメーカーにも指示をして、早急に出してくるということで対応をしておりますし、その結果等につきましては、学識経験者でございます京都大学名誉教授の武田先生に逐一データの方はお見せしてご相談しながら対応しているところでございます。

今、そこのところがご理解いただけたら、ばいじん処理物についても搬入再開の 方に動けるんじゃないかというところで、今そこを説明し切るというのが最大の私 どものテーマだというふうに思っております。当然のことながら、相当のスピード 感を持ってこれはやっていくということで頑張っていくところでございますので、 ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

○鷹野雅生委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鷹野雅生委員長 ほかに質疑がないようですので、以上で衛生費についての審査を 終結いたします。

「歳入全款]

- ○鷹野雅生委員長 次に、歳入全款についての説明を求めます。 寺島事業部長。
- ○寺島修治事業部長 それでは続きまして、歳入全款につきまして、成果説明書等によりご説明を申し上げます。

まず、成果説明書46ページの分担金及び負担金でございますが、決算額は32億3,932万1,000円で、前年度比較で1億7,446万7,000円、率にいたしまして5.7%の増額となっております。このうち、し尿分担金の決算額は7億7.670万4,000円、前年度比較で2,350万1,000円、率にいたしまして3.0%の減額となっております。

一方、ごみ分担金の決算額は24億7,161万7,000円で、定年退職者等の増加及び奥山埋立処分地排水処理施設の復旧事業の実施等によりまして、前年度比較で1億9,796万8,000円、8.7%の増額となったものでございます。

続きまして、47ページの使用料及び手数料でございます。

使用料決算額は148万527円で、職員駐車場や鉄塔敷の使用料などでございます。

次に、手数料でございますが、総務手数料と衛生手数料を合わせた決算額は4億9,040万40円で、前年度比較で1,195万3,445円、2.4%の減額となっております。

手数料収入につきましては、36ページの表42をご覧いただきたいと存じます。36ページの表42に記載をいたしておりますとおり、可燃物を中心とした自己搬入ごみ処理手数料が増収となっております。この表に記載の通り、災害分のごみ処理手数料が大きく減少したこともあり、清掃手数料総額としては1,195万6,305円の減収となったところでございます。

次に、47ページをお願いします。47ページの一番下、国庫支出金でございます。国庫支出金は、折居清掃工場更新事業及び粗大ごみ処理施設等更新事業に係る交付金といたしまして、合わせて9,618万2,000円を受け入れております。続いて、48ページの財産収入でございますが、決算額は1億1,290万6,461円で、内訳といたしましては、財産運用収入では基金の運用益、合計340万7,290円、財産売払収入は1億949万9,171円で、前年度比較で836万2,319円の増収となっております。

こちらにつきましては、27ページへ飛んでいただきたいと存じます。27ページ、表28でございますが、ここに記載のとおり、アルミ等のリサイクル資源化物の売払金額の上昇によるものでございます。

続いて、再度48ページの方をお願いいたします。48ページの中段、繰入金で

ございます。平成25年度は、退職手当の一部に充当いたしますため、財政調整基金から7,691万5,000円の繰り入れをいたしました。また、し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金からは1台分の転廃業助成として3,571万7,000円の繰り入れを実行いたしたものでございます。

続いて、一番下、繰越金でございますが、決算額は1億9,080万5,616円でございます。平成24年度決算剰余金が7,080万5,616円、沢第2清掃工場解体事業に係る繰越明許費繰越金が1億2,000万円でございます。

次に、49ページの諸収入でございます。諸収入全体の決算額は2億941万1,007円で、前年度比較で6,434万5,024円、44.4%と大きな増となっております。これは、クリーン21長谷山のごみ発電による売電収入が再生可能エネルギー固定価格買取制度、いわゆるFIT制度でございますが、この制度に移行したこと等によりまして売電の単価が上昇し、5,027万4,735円増加したことや、し尿分担金に係る過年度の錯誤分の精算のため1,302万3,000円の受け入れをさせていただいたことなどによるものでございます。

最後に、50ページの組合債でございます。決算額は2億2,320万円、前年度比較で1億9,350万円の大きな増となっておりますが、これは、粗大ごみ処理施設更新事業が本格化したこと及び奥山埋立処分地排水処理施設の改修整備事業に起債を充当したこと等によるものでございます。

以上、簡単でございますが、歳入全款の説明とさせていただきます。よろしくご 審議賜りますようお願いを申し上げます。

○鷹野雅生委員長 これより歳入全款についての審査に入ります。質疑はございませんか。

山本委員。

- 〇山本邦夫委員 1点だけです。決算書の10ページ、それから、成果でいえば先ほどの説明のあった49ページで、クリーン21長谷山の発電収入が1億7,980万円ということですが、今年度、決算じゃない、見通しになってくるのであれなんですが、今、ダイオキシンの問題もあって、クリーン21での焼却量を減らしていますよね。折居にシフトしているということの具合で、結果として発電の収入なんかについては今年度どういう影響がね。まあ、減収ですわね。マイナスの要因になるかなと思いますが、その辺は影響があるのかどうか、その辺だけ教えてください。1点だけで結構です。
- ○鷹野雅生委員長 岡所長。
- ○岡 輝臣クリーン21長谷山所長 今回の事案により、発電量が減少し、現段階では計画635万キロワットのところ、実績362万キロワットとなっております。額の影響につきましては、焼却量減少に伴う電力使用量や薬品代の減少、また、売電を入札制度に切り替えた効果も勘案する必要性があることから、申しわけございませんが、現段階では明確にお答えできません。歳入については26年度決算全体で明らかになりますので、よろしくご理解お願いいたします。

○鷹野雅生委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鷹野雅生委員長 ほかに質疑がないようですので、以上で歳入全款についての審査 を終結いたします。

[実質収支及び財産に関する調書]

○鷹野雅生委員長 次に、実質収支に関する調書と財産に関する調書の説明を求めます。

寺島事業部長。

○**寺島修治事業部長** 続きまして、実質収支に関する調書及び財産に関する調書につきまして、お手元の決算書の方によりましてご説明を申し上げます。

まず、実質収支に関する調書でございますが、決算書の29ページをお願いいたします。決算書29ページに記載をさせていただいておりますとおり、まず、1の歳入総額46億7,633万8,651円、2の歳出総額45億9,069万224円、3の歳入歳出差引額は8,564万8,427円でございます。4の繰越事業に伴います翌年度繰越財源が390万9,000円ございますため、5の実質収支額は8,173万9,427円となっております。

次に、決算書30ページ以降の財産に関する調書につきましてご説明申し上げます。

まず、1つ目の公有財産のうち、土地及び建物の状況でございますが、平成25年度末の土地の現在高は18万3,199.86㎡で、決算年度中の増減はございません。また、建物につきましては、非木造におきまして決算年度中の増減、すなわち沢第2清掃工場の解体、オイル貯蔵庫の更新によりまして、平成25年度末の建物延べ面積の現在高は4万585.97㎡となっております。

次に、2つ目の物品でございます。物品については、31ページから32ページ に記載のとおり、決算年度中に3物品増加し、3物品が減少いたしましたので、年 度末の現在高は135物品となっております。

次に、3つ目の基金でございますが、33ページに記載のとおり、財政調整基金では決算剰余金の2分の1及び基金運用収入の合計3,553万6,344円を積み立てたこと及び職員退職手当に充当いたしますため7,691万5,000円を取り崩したことにより、平成25年度末現在高は5,470万4,218円となっております。

次に、し尿収支運搬委託企業転廃業助成基金では、決算年度中に現金と有価証券の運用組み替えはございましたが、合計では分担金からの積立3,000万円、転廃業助成金へ充当いたしますための取り崩し3,571万7,000円、基金運用益327万3,946円を合計いたしまして、年度末現在高は3億2,806万3,558円となっております。

なお、債券運用保管状況につきましては、成果説明書の最終ページ、71ページ でございますが、こちらに記載をいたしておりますので、後ほどご覧いただきたい と存じます。

以上、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の説明とさせていただきます。 よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、平成25年度決算額を基礎にいたしました貸借対照表と行政コスト計算書を引き続き参考資料として提出させていただいております。また、成果説明書43ページで、管内人口1人当たりの税等負担額について記載いたしておりますので、ご参考にしていただければ幸いに存じます。

以上でございます。

○鷹野雅生委員長 これより実質収支及び財産に関する調書の審査に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鷹野雅生委員長 質疑がないようですので、以上で実質収支及び財産に関する調書の審査を終結いたします。

以上で各項目ごとの審査を終結いたします。

「総 括]

○鷹野雅生委員長 これより総括質問に入ります。

質疑はございますか。 堤委員。

- ○堤 健三委員 城南衛管のたゆまない努力と、そして住民の環境意識の向上で、ご みの量も減ってきていると思うんです。その中でごみ袋の有料化ということをやっ ている行政もありましてね。このごみ袋の有料化についてはどのように認識をされ ているのか、それ1点だけちょっとお願いいたします。
- ○鷹野雅生委員長 寺島部長。
- ○寺島修治事業部長 委員からございましたごみ袋の有料化についての考え方でございますが、現在、構成3市3町におかれましては、ごみの袋について透明化ということで、減量に向けての施策の第一弾という形で対応いただいているところでございます。我々の方の搬入の数字を見ましても、基本的にこの透明化によって減量されているだろうなというような数字はあらわれてきているところでございます。 委員ご質問の有料化につきましては、各構成市町におきましてそれぞれ経過なり課題もございますので、各構成市町においてそれぞれ検討いただき、また、最終的

には我々の方とも連絡調整という形になろうかと思いますが、第一義的には構成市 町での取り扱いということになろうかと思いますので、ご理解賜りたいと存じます。

- ○鷹野雅生委員長 堤委員。
- ○堤 健三委員 すいません、もう時間がないので簡単に。25年度の歳出面では歳 出が増えたんですけども、その要因は、粗大ごみの施設の更新であるとか、沢第2 清掃工場の解体あるいは奥山排水処理施設の改修、加えて退職される方が多かった ということで歳出が増えたんですけども、それでも組合の中では職員の給与の減額 で人件費が抑制されたというようなことも書いていましてね。城南衛管の財源とい うのはやっぱり構成市町村の分担金が大部分を占めているわけですけども、今後、 中長期的に見まして、3市3町の分担金はやっぱり増えていくような感触は持たれ ているんでしょうか。
- ○鷹野雅生委員長 寺島部長。
- ○寺島修治事業部長 中長期的には、当面でいきますと大型事業と申しますか、今の 折居清掃工場の更新事業で事業費が相当膨らみますので、事業費としてはかなり増 えるものというふうには想定をいたしておりますが、その財源につきましては、基 本的には私ども自主財源というのがございませんので、構成市町からいただく分担 金がメーンとなってきますけれども、建設事業でございますので、国庫の交付金な り、それから地方債、後々地方負担額ということで発生いたしますけれども、そこ らの特定財源を有効に使いまして、できるだけ構成市町の負担が急激に増えること のないようには配慮をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りたい と存じます。
- ○鷹野雅生委員長 ほかに。 十居委員。
- ○鷹野雅生委員長 土居委員。
- ○土居一豊委員 本日の決算のこの会議をもって、25年度各種起きました不祥事、また、判明した不祥事についてはけじめがついたとお考えですか。また、責任も今日で終わりとお考えですか。
- ○鷹野雅生委員長 山本管理者。
- 〇山本 正管理者 昨年度の折居排ガス事案につきましては、既に関係者並びに管理者と一定の責任を明らかにさせていただいたところでございます。先ほど専任管理者からもご答弁させていただいたとおりでございます。奥山排水処理施設の事案のほか、この間の一連の事案につきましても、事実経過をご報告させていただいておりますとおり、組織全体として危機意識、コンプライアンスの欠如が原因であったと言わざるを得ず、こうしたことは組織を管理運営、経営する者の責任として継続しているものと考えております。したがいまして、現時点におきましては、こうし

たことを二度と起こさないよう組織体制の強化、職員意識の改革に全力を挙げて取り組むことが最大の使命であると考えております。今後、経営責任の所在などにつきましては、こうした立場から真摯に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいとお願いいたします。

○鷹野雅生委員長 ほかに質疑等はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鷹野雅生委員長 ほかに質疑がないようですので、以上で総括質問を終結いたします。

以上をもちまして、全ての審査を終結いたします。

[計 論]

○鷹野雅生委員長 これより討論に入ります。 討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鷹野雅生委員長 討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

「採 決]

○鷹野雅生委員長 これより議案第7号を採決いたします。 本案を認定するに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○鷹野雅生委員長 起立全員であります。よって、議案第7号は原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の作成につきましては、正・副委員長にご一任 を願いたいと思います。また、不適切な言葉等がございましたら、委員長において 精査させていただきますので、ご一任願いたいと思います。

決算特別委員会を閉会するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員各位におかれましては、平成25年度の決算につきまして終始熱心な審査を 賜り、厚くお礼申し上げます。また、理事者各位におかれましても、いろいろとご 盡力をいただきますとともに、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに 対しまして、ここに改めてお礼を申し上げます。

本日の委員会をもちまして、日程の全てを終了したわけでございますが、改めま

して皆様にお礼を申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶といたします。あ りがとうございます。

決算特別委員会を閉会するに当たりまして、管理者の御挨拶の申し出がございま すので、お受けしたいと思います。

山本管理者。

〇山本 正管理者 平成26年城南衛生管理組合決算特別委員会を閉会されるに当 たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

鷹野委員長、村田副委員長をはじめ、委員の皆様方には平成25年度の歳入歳出 決算につきまして、ご熱心なご審査をいただき、ただ今認定を賜りまして、厚く御 礼を申し上げます。

本日の審査を通じて、委員各位から頂戴いたしましたご指導、ご意見を十分念頭に置きまして、本組合の基本使命でございます管内住民の生活環境の保全及び安心・安全な工場運営に引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後ともさらなるご指導を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、本日の決算特別委員会でいただきました貴重なご指導、ご 意見に対しまして心よりお礼を申し上げますとともに、関谷議長、八島副議長にお かれましては長時間ご臨席を賜りましてまことにありがとうございました。厚く御 礼を申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

○鷹野雅生委員長 以上をもちまして、決算特別委員会を閉会いたします。ありがと うございます。お疲れさまでした。

午後3時25分閉会